

平成 25 年 第1回まんのう町議会定例会会議録(第2号)

平成25年3月4日 開 議 午前9時30分

日程第 1 日程第 2	大岡議長	おはようございます。 ただいまの出席議員は16名であります。 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付したとおりであります。 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において4番 白川正樹君、5番 本屋敷崇君を指名いたします。 日程第2 一般質問を行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。 なお、川西米希子議員の質問は一問一答方式での申し出があります。 1番 川西米希子君。 1番目の質問を許可いたします。
	川西議員	木の芽もほころび始め、春の訪れを感じるころとなりました。皆様、おはようございます。ふれいあいチャンネルをお聞きの皆様もおはようございます。 議長のお許しをいただきましたので、ただいまより初日1番目の私の一般質問をさせていただきます。 5歳児検診の導入について、乳幼児健康診査は母子保健法の第12条及び13条の規定により、町が乳幼児に対し実施しております。 まんのう町におきましては、生後4か月・10か月・1歳・1歳半・2歳・3歳半で実施されており、その後は初等教育に就学する直前の就学前健診が行われておりますことを確認しています。この発達に伴った健診で子供たちの健全で健やかな生育が図られてきました。 しかし、近年、全国的に乳幼児健診の段階から発達相談を要する子供が増えてきている現状が顕著となり、医療・保健・福祉などの分野で発達障害という言葉が使われるようになりました。 発達障害とは御存じのように、その定義や障害種別に関して、日本の発達障害支援法においては、3つに分類され次のように定められています。

	川西議員	1 広汎性発達障害、2 学習障害、3 注意欠損・多動性障害です。 発達障害は、小児科医・臨床心理士・言語聴覚士・保健師など医学的な知見を有する専門職が多角的に子供を観察して、診断する必要があります。何よりも早期発見、早期療育の開始が重要であると言われています。現行の健診体制では、3歳半の健診を過ぎると就学前まで健診の機会がありません。3歳半健診から就学前健診までのこの期間の空白は、特に近年増加している発達障害にとって重要な意味を持っていると思います。 子供の脳は年齢とともに成長発達していきます。思考・行動・感情等、人として生活するのに重要な脳の前頭前野は、4・5歳で発育がほぼ完成すると医学的に言われております。そのため3歳ではそこまでの発育がなく、障害の有無の判断が難しく的確な療育が遅れるとの意見もあります。 5歳児健診を実施した場合、軽度の発達障害も健診で発見することができると言われています。しかし、この5歳児健診の機会がありません。空白の期間を経て就学前健診で発見されたのでは対応が遅れ、就学してから困るケースもあるのではないのでしょうか。 発達障害のある子供は、その障害の特性から他者との交流、社会性、学習面といった生活面において適切な援助を行わなければ、これらを身につけることが困難であり、成長し生活が変化するにつれて困難は増していくと言われています。障害に気づかない、もしくは気づいていても適切な支援を受けることができないと、何をしてもうまくいかない、トラブルが多いといった経験が重なり、自尊心の低下につながったり、周囲の無理解や非難によって、登校拒否・うつ・ひきこもり・行動障害などの二次障害を引き起こし、ひいては生涯に渡って生き辛さを感じ続けなければならないケースもあるのではないのでしょうか。そして、周囲に及ぼす影響も決して少なくはありません。 発達障害支援法は、国・都道府県・市町村の役割として発達障害児に対して早期発見のための必要な処置を講じると定めています。そこで、下記の4点についてお尋ねいたします。 1. 発達障害者支援法が施行され、約8年が経過した今、本町では支援法に則り、どのような取り組みがなされているのかお聞かせ下さい。 2. 現行の健診体制で発達障害の疑いがあるとされた場合、その後の対応、また各部局との連携をどのように図られているのでしょうか。 3. 現在行われている就学前健診における健診体制と健診内容についてお聞かせください。 4. 現行の健診体制では発達障害が発見できないケースもあると思いますが、5歳児健診の導入についてはどのようにお考えでしょうか。以上です。御答弁よろしくお願いいたします。
--	------	---

	大岡議長 栗田町長	町長 栗田隆義君。 川西議員さんの5歳児健診の導入についての御質問にお答えをいたします。 まず、第1点目としまして、発達障害者支援法に則り、どのような取り組みを行っているかとの御質問でした。御質問が5歳児健診の実施についてということなので、乳幼児に対する取り組みについて、御説明申し上げます。 発達障害者支援法第5条第1項では、「市町村は母子保健法第12条・第13条に規定する健康診査を行うにあたり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。」と規定しております。母子保健法第12条・第13条は、幼児検診に関する規定です。まんのう町におきましては、1歳8か月から1歳9か月児を対象とした1歳半児健診、2歳6か月から7か月児を対象とする2歳児健診、3歳6か月から3歳7か月児を対象とする3歳児健診の段階で幼児健診を行っております。検査項目のうち心身の発達については、現在、臨床心理士が対応して、発達についての確認を行っています。また、保健師による育児相談、聞き取りによって、子供さんの行動などにより、適正な発達段階にあるかを確認をしております。 幼児健診以外に、発達障害者支援法第6条第1項では、「市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センターを紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。」としておりますが、まんのう町では発達支援の相談事業として、ぐんぐん相談、ことば相談、子ども相談を定期的に実施いたしております。 また、親子で触れ合い実地訓練を行う場としての親子のわんわん教室、保護者の交流の場としての親子のわんわん教室OB会を開催いたしております。 次に2点目は、現行の健診体制で発達障害の疑いのある場合のその後の対応と関係部局間の連携のについてのお尋ねでございます。 幼児健診により発達障害が疑われる事例に関しては、先にお答えしました相談事業や親子のわんわん教室を利用していただくように、参加を進めております。相談により重篤な場合は医療機関での詳細な勧め、その後専門的な療育が受けられるよう、適切な支援に努めております。 各部署の連携につきましては、発達障害者支援法の中では「対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない」となっておりますことから、保護者の了解のもと、保健師・看護師による対象児童の通う保育所、幼稚園の訪問により、普段の行動や困りごとの調査を行うとともに、保育所、幼稚園での対応について、保育士等との協議・助言などを行っております。 次に3点目は、就学前健診の体制と内容についてでございます。
--	----------------------	--

	川西議員	また、空白となっている年齢があると思います。3歳半を過ぎて、あとは就学前までは、中間的な発達障害を発見する取り組みも、今していると、多分、園ホームのことを言われてると思いますけれども、しかしながら、やはり相談をする機会はあるんだということを、きちんと明記するためにも、ここにありますが、これはまんのう町の健康カレンダーの裏側には、もちろんぐんぐん相談とか、子ども相談とか、育児サークル、1人で悩まないで相談してみましようという、そうした取り組みがなされてますよということが書かれておりますけれども、3月の行事予定の中にも、やはりそういったことも書き加えていただいて、相談する機会はあるし、相談するところもあるんだと、1人で悩まないで相談してみましようということが、常にお母さん方の目に触れるようにしていただきたいと思いますが、この点は、どのようにお考えでしょうか。
	大岡議長 高嶋健康 増進課長	健康増進課長 高嶋一博君。 川西議員さんの再質問に対して御返答させていただきます。 先ほど川西議員さんのほうからも、お示しがあったようにですね、健康カレンダー等の中にはですね、相談行事についての記載をさせていただいておりますが、広報の中では、検診の記載というような格好でさしていただいております。 その機会にですね、相談を受けられるとかいうような部分についてはですね、保護者の方にわかりやすい表現ができるかどうか、検討していきたいなというふうに思います。
	大岡議長 川西議員	1番 川西米希子君。 ぜひ検討していただきたいと思います。
	大岡議長 高嶋健康 増進課長	また、最後の質問になりますけれども、発達障害は早期発見・早期療育が必要と言われておりますけれども、発達障害に対する保護者や広くは町民の皆様の理解度、認知度にもばらつきがあるのではないのでしょうか。まず、発達障害に対する基本的な理解が必要なのではないかと思います。理解できないと、気づきや相談にも結びついていかないのではないのでしょうか。発達障害に対して、理解を深めるための必要な広報、その他の啓発活動についてはどのようにお考えでしょうか。
	大岡議長	健康増進課長 高嶋一博君。 川西議員さんの再々質問に御回答させていただきます。 先ほど、川西議員さんがおっしゃったようにですね、発達障害についてはですね、やはり、社会の認知度がまだまだ低いということは、御存じのとおりだと思います。やはり社会でですね、受け入れてあげられるような環境の社会を作っていくことがですね、発達障害に対する支援の根本だというふうに考えておりますので、発達障害についてのですね、広報活動・啓発活動について、なお一層を努力していきたいというふうに考えております。 1番目の質問を終わります。

	大岡議長 川西議員 大岡議長	続いて、2番目の質問を許可いたします。 1番 川西米希子君。 2番目の質問をさせていただきます。 発達障害児の教育支援について、発達障害が社会に認知される以前は、発達障害者は自分勝手、空気が読めない、変わり者、勉強が苦手ということで片づけられていました。しかし、近年、発達障害という障害があり、周囲になじめない対人関係のトラブルが多いのも、障害によるものと認識されるようになりました。子供たちが、今後の対人関係も含め、環境に適していくためには、小学校3年、4年生頃が重要時期と言われています。 幼稚園から小学校低学年まで、集団になじめない子供たちは、小学校3年、4年生頃になると、周囲の無理解から、学校では、空気が読めない、自分勝手などと言われることもあり、いじめや孤立、行き渋りといった状況が始まると言われています。 また、家庭では育てにくさや、親の無理解による体罰や育児放棄などが表面化するケースもあると言われています。発達障害に気づかなかつたり、無理解であったりすると、先生の教え方がまずいとか、親のしつけがなっていないとか、あるいは子育てに原因がある、愛情が不足しているといったような誤解が生まれます。子供たちは、頑張っても、頑張ってもできないこと、分からないこと、困っていることがあります。誰からも理解されないだけでなく、何の手助けもなければ自信を失い、強い孤独感にさいなまれてしまいます。 逆に周囲の人が理解し、自信を持たせることにより、障害そのものの全ては改善されなくても、周囲の援助で成長していくことができます。子供たちが一番困っているという事実を理解しておく必要があります。 そして、援助が必要な子供たちを取り巻く他の子どもたちにも、できる限りの穏やかで質の高い教育環境を提供していくことが行政に与えられた責務だと思います。 そこで、下記の3点についてお尋ねをいたします。 ①まんのう町における現在の特別支援教育の現状と取り組み、そして課題についてお尋ねをいたします。 ②現在、スクールソーシャルワーカーの募集をしているようですが、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、自ら有する専門性を教育現場で十分に発揮していただくために、どこに配置し、どのような仕事を担っていただきますか。 ③就学前、就学後を通し、それぞれの子供に応じた支援が継続的に行われるよう、連携と情報の共有を図るため、各関係部局との連絡組織の設置や、保健師をひとり学校教育課に配置するなどの大胆な改革についてはどのように思われますか。 以上でございます。御答弁よろしく願いいたします。 教育長 三原一夫君。
--	-------------------------------------	--

	三原教育長	まんのう町における現在の特別支援教育の現状と取り組み、そして課題について、川西米希子議員からの御質問がありましたので、3点についてお答えを申し上げます。 まず、1つ目のまんのう町における特別支援教育の現状と取り組み、そして、その課題についてであります。 町内の小・中学校には現在、特別支援学級が14あり、知的や自閉、情緒、聴覚などに困難をかかえる17名の子供が学んでおります。また、通級指導教室が四条小学校に開設されており、他校の者も含めて8名のADHD等の子供が学んでおります。しかし、発達障害をもつ子供はそれだけではありません。ADHDや高機能自閉症などの診断を受けている者が30名程度おり、保護者の了解が得られない多くの子供が普通教室で学んでいる現状がございます。 また、本年度8月に町内の保育所・幼稚園を対象に発達障害に関する調査を町独自に実施いたしました。これに健康増進課による3歳児健診などの結果を加えて、整理をいたしましたところ、さらに多くの子供が対象としてあがってきました。 ノーマライゼーションの考え方や人権感覚を身に付ける上でも、発達障害をもつ子供が共に学ぶことは価値があることです。しかし、それは温かで正確な見とりの下、適切な支援を継続的に受けることが前提となります。 こうした実態を踏まえ、町教育委員会では、本年度、特別支援教育士を相談員として迎え、9月に5歳児がいる町内6幼稚園と1保育所を対象に巡回相談を実施いたしました。その際、学校教育課の指導主事と健康増進課の保健師も同行し、次の3つの活動を行いました。 1つ目の活動は、5歳児を中心に発達障害のある子供たちの様子を観察しました。この結果は幼稚園だけでなく、今後、就学先となる小学校とも連携して、就学指導やその後の支援にあたる環境づくりを行いました。また、現在、町内の幼稚園や小学校には22名の特別支援教育の支援員がおります。その次年度の配置計画にも活かしてまいりたいと考えております。 2つ目の活動として、保護者との教育相談を行いました。町独自に行った調査結果を見ますと、発達障害があると思われる子供の保護者の多くが我が子の様子に不安を抱えていることがわかります。しかし、医師の相談や専門的な指導を受けている者は4割弱であり、残る保護者のほとんどが子供の状況を正確に理解できていなかったり、受け入れられなかったりしている状況にあります。そのため、保育士や教員が学びの場での困り感を伝えても、正確に伝わらない場合が多くあるわけがございます。 そこで、巡回相談に赴いた幼稚園や保育所にて相談を実施したところ、20名の保護者の方と教育相談を行うことができました。特別支援教育士としての専門性や長年の経験に裏打ちされた子供の実態分析と具体的な指導方法、何より子供たちをここまで成長させることができるという見通しを提示されることにより、多くの保護者が子供の将来に対する希望の光を見つけ、専門的な指導・支援の大切さを感じたようでございます。 また、相談できる相手やきっかけがつかめず、悩みを抱えていた方も多かったようで、相談できた喜びや安心感から涙する保護
--	-------	--

	三原教育長	者も複数見られました。 3つ目の活動は、教師や保育士との教育相談です。子供一人あたり30分から1時間の時間をかけて、指導・支援の仕方を協議しました。特別支援の名のとおり、一人一人の特性に合った指導・支援を行うことが大前提であります。これまでの観察記録を基に子供の特性を把握し、悩みを出し合いながら、今後、まず、取り組むべき支援策について話し合いました。ここまで述べました調査や巡回相談だけでなく、町教育委員会では夏季休業中に研修会を開催したり、各校・園でケース会を開いて子供の特性把握に努めること、それを基に温かな指導に徹することなどを継続的に指導してまいりたいと考えております。 問題といたしましては、こうした子供に対する指導・支援が点で終わってはならないということです。特別支援教育では子供一人一人の特性にあった指導・支援を行います。当然のことながら、こうした指導・支援は子供の成長・発達とともに深化・発展させていかなければなりません。同様に、保護者の悩みも子供の成長・発達にしたがって次々と生まれてまいります。 今後は、発達障害児や保護者、そして教師や保育士に寄り添い、継続的に長期にわたって共に歩むような体制づくりが必要だと考えております。こういった問題は、一朝一夕に解決するわけではありません。息の長い取り組みが求められるわけでございます。次年度は、先に述べました特別支援教育士を非常勤講師として採用し、巡回相談を小・中学校にも幅を広げ、継続的に実施する予定でございます。発達障害児やその保護者、それを取り巻く子供たちや教師、保育士の笑顔があふれる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。 次に2つ目の質問である「スクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、専門性を教育現場で十分に発揮するために、どこに配置し、どのような仕事を担ってもらえるか」についてでございます。 スクールソーシャルワーカーは子供が健やかに育つ状況をつくるため、学校や家庭、地域社会など、子供を取り巻く環境に働きかけていきます。学校と保護者との間をつなぐだけでなく、児童相談所を始めとした外部機関と学校との連携の構築、経済状況や就労状況など、生活面で特に重大な困難や福祉的援助の必要性が認められる家庭への自立支援相談も職務内容といたしております。経済状況の悪化や家庭の価値観の多様化など、社会の変化とともに、その役割が注目されている職種でございます。 本町では、町教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置し、町内の全小・中学校を計画的に巡回していただく予定でございます。また、保護者や学校などの要望に応じて、教育相談の機会を確保したいと考えております。そうすることにより、学校や家庭、そして地域が、子供が健やかに育つ環境となるよう働きかけてまいりたいと思います。 最後に3つ目の質問である「就学前後を通し、それぞれの子供に応じた支援を継続的に行えるよう、連携と情報の共有化を図るため、関係部局との連絡組織の設置や保健師を学校教育課に配置することなどの大胆な変革を行うことについて」でございます。 御質問にありましたとおり、就学前の早期から、就学後に渡って一貫して子供に応じた支援を行うことが求められております。
--	-------	--

	三原教育長 大岡議長 川西議員 大岡議長 三原教育長	文部科学省に設置されております、中央教育審議会の「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」が、昨年7月に出した報告では、同様な意図から就学指導委員会を今後は教育支援委員会にするべきだという方向を示しております。 本町でも早期から就学後に渡って、一貫した支援を保護者や児童に行っていくため、次年度より就学指導委員会を特別支援教育委員会と変え、特別支援教育の専門家である香川大学の教授や特別支援教育士にも加わっていただき、スタッフの充実を図って体制を整備してはどうかと考えております。 また、関係部局との連携といたしましては、健康増進課とは保育所・幼稚園などへの巡回相談や発達障害をはじめとする気になる子供の実態把握を協働して行っております。福祉保健課とは、児童・生徒の就学に際して、それを支える補助や放課後デイサービスなどの情報提供を行っていただいております。 今後とも子供たちの将来のために、さらなるスタッフの充実と関係部局との連携の向上をめざしてまいりたいと思います。どうぞよろしく御理解いただきますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。 1番 川西米希子君。 御答弁、ありがとうございます。 今の御答弁の中に、ソーシャルワーカーは、教育委員会に配置するとありました。現場の教師の皆さんが疲弊しないようにソーシャルワーカーが要となっていたきたい、そのように思っております。 2つ目の質問ですけれども、御答弁の中にもありましたように、支援を継続的に行うことが大切であると、こう言われたと思うんですけれども、今の社会問題となっておりますニートや孤立無業者と言われる人たちの中には、何の支援も受けられずに今日に至っている発達障害を持った方もおいでだと思います。支援の手を切らないためにも、関係部局との連携による乳幼児期から学校卒業後まで、一貫した支援を行うための個別の教育支援の目標や指導計画書も必要だと思うのですが、こういったものはあるのでしょうか。 教育長 三原一夫君。 川西議員さんの再質問にお答えをしたいと思います。 この学習支援を初めとする困難を抱えた子供たちは、先ほどお話を申し上げましたように、息長い、生まれてから、小学校・中学校あるいは高校、大人になるまで継続をして支援をしていくことが基本的には求められております。今、そういうことで、12月議会にも、いじめ条例の提案がございました。そういうことを受けまして、教育委員会といたしましては、町全体で子供をどういうふうに育てていくかという方向性とか、見通しとか、学校とか、保護者とか、あるいは地域とか、教育委員会とか、町とか、そういったところが、どういう役割を果たし、どういう連携をすればいいのか、その点を、今後、早急に煮詰めていきたいという
--	---	---

	三原教育長 大岡議長 川西議員 大岡議長 高嶋健康 増進課長 大岡議長	ふうに考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。 1 番 川西米希子君。 ありがとうございました。 最後になりますけれども、安心、安定して、学校生活、勉強に取り組むためには、発達障害のある子供にとっての療育の場、また心の居場所づくりが必要なのではないかと思います。 今、定住自立圏構想の中で、子育てサービスの広域化の推進ということで、丸亀市においては、発達障害児とその保護者並びに発達障害児を育てる関係者、保育士、教員を支援するために、NPO法人と共同で授業を実施しております。そして、この自立圏構想の中では、発達障害児支援事業のエリア拡大により、子育てサービスが広域的に展開されるように推進をすると、このようになっております。 ぜひ、まんのう町の子供たちにもこうしたサービスが受けられるような、早期の実施をお願いしたいところであります。御答弁いただけるかどうかはわかりませんが、こうした取り組みについても、ぜひ子供たちのために、早急に、実施に向けてのお願いをしたいと思います。 健康増進課長 高嶋一博君。 川西議員さんの再々質問に対して、御答弁申し上げます。 定住自立圏構想の中で、子育て支援についての記載があったと思います。それにつきましてはですね、子育て支援を有効に実施できるようにですね、今、丸亀市で実施しているような子育て支援についてはですね、まんのう町でも同じような格好で、実施できるような格好で検討を今さしていただいておりますが、やはりエリアの問題もございまして、全てのものがですね、実施できるということにはならないと思います。 現在のところですね、NPO法人が実施しております子育て支援に対する講演会等の参加とか、今まで丸亀市エリアでしかですね、参加できなかったものをですね、広域に広げて参加をさしていただいていると。まんのう町からも参加させていただいておるといふ実績は現在のところありますが、今からの子育て支援につきましては、現在まだ協議中でございますので、鋭意努力していきたいというふうに考えております。 以上で、1 番 川西米希子君の発言は終わりました。 引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。 なお、田岡秀俊議員の質問は、一問一答方式での申し出があります。 2 番 田岡秀俊君。
--	--	--

	大岡議長 田岡議員	1 番目の質問を許可いたします。 おはようございます。 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、ただいまより一般質問をさせていただきます。 先日、町長の施政方針で、今後、医療保険に係る特別会計への繰出金の増加や、町有施設の老朽化に伴う維持補修費が財政を圧迫し、厳しい状態が、状況が続いていくと思われるということを申されておりました。そこで今回、その問題を中心に、もう少し掘り下げて伺いたいと思います。 1 つ目の質問です。公共インフラ老朽化対策と今後の財政見通しはということです。 昨年 1 2 月 2 日、山梨県で起きた中央自動車道笹子トンネルの天井崩落事故は、日本中に大きな衝撃を与えました。以来、全国で道路、橋、トンネル、河川堤防、上下水道あるいは学校、公民館等、公共施設で安全性の総点検が始まっています。国のほうも国土強靱化対策として大幅に予算を組むような動きになっております。1 9 6 0 ～ 7 0 年代の高度経済成長期に集中的に整備されたインフラが、現在、次々と更新時期を迎え、今後全国的にその維持管理、補修、更新費用が財政を圧迫していくであろうことは、火を見るより明らかであります。笹子トンネルの天井崩落事故はその警鐘を鳴らしたものであると言えます。 住民の生命、財産を守り、安心して安全な暮らしを維持発展していくのが、行政に課せられた最も重要な役目であります。我がまんのう町においても町長以下、そのようなことは十分認識されていると思います。昨年の 1 2 月議会において、本屋敷議員が一般質問でも言っていた公共インフラの最適管理のための手法である、アセットマネジメント、ファシリティマネジメント。これは今後の厳しい財政運営を考えれば、私も少しでも前倒ししてでも進める必要があると思います。と申しますのは、今回の私の質問と密接な関係があるというより、ベースとなるものであるからであります。 現在のインフラ管理は予算も限られ、錆び、ひび割れ、変形など明らかに老朽化の障害が顕在化してからの対症療法的な管理であるため、初期の段階では維持管理のための費用はほとんどかかりませんが、年数が経過するにしたがって大規模な修繕費用が発生し、結果として多額のコストがかかってしまう、というのが現状であります。 今後の資産管理は、長期的視野に立ち、維持管理費の累計を安く収め、資産（施設）を長持ちさせるため、初期のうちから予測により計画的にメンテナンスを行う、予防保全を行う必要があると思います。そして、そのためには P D C A サイクル、すなわち計画から補修、検証（現状分析・評価）、そして修正（改善）、計画というサイクルではありますが、それを確実にやり、常に精度を高めていかなければならないことは言うまでもありません。予防保全をしっかりとやることで、将来の費用を圧縮できると思います。 もちろん、予防保全が万能ではありません。資産の特性に応じて、事後保全型の方がいい場合も、その中間型がいい場合もある
--	----------------------	---

	田岡議員	と思います。それぞれの実情に合った最も効果的、効率的な維持管理手法を見出すことが大切であります。 先日、新聞紙上において国土交通省が全国の地方自治体を対象に行なったアンケート結果が載っていましたが、インフラの中長期的な維持管理・更新費について、どの程度の費用が必要となるのか把握していないという自治体が7割というものでした。 我がまんのう町は現在どのような状況なのか。しっかりと把握はできているのか。今後、財政的には年々厳しくなっていくのは目に見えています。しかしながら、町民の安心・安全のための費用は最低限惜しむわけにはいきません。 今後の町政運営における全般的な財政見通しと、その中において公共インフラ、それぞれのLCC（ライフサイクルコスト）の把握状況及びその老朽化対策としての方針をお聞かせ下さい。
	大岡議長 栗田町長	答弁者、町長 栗田隆義君。 ただいまの田岡議員の公共インフラ老朽化対策として、今後の財政見通しはという御質問にお答えをいたします。 まず、公共インフラ老朽化対策についてでございます。本町は3町合併により、県下で3番目の広い面積を有する自治体規模となったことから、公共インフラは多岐に渡り、保有する資産も多くなっております。例に挙げれば、町道、農道、林道、普通河川、橋梁、光通信施設、水道施設、そして行政施設、学校施設、町営住宅、公民館などがございます。中には合併により類似した施設もあることから、財政運営上、非効率な状態が続いていると理解いたしております。今後、施設の再編も視野に入れなければならないと考えております。 現在、これら建築物の公有財産台帳の整備中であり、平成26年度には完了予定であります。その台帳データを基にして、余裕施設・余剰施設の洗い出し、内部転用・外部貸付等の使用調整、売却等処分、統廃合を含めた施設の再配置など「量の見直し」、施設の長寿命化、耐震化、施設の維持補修費等の縮減等「質の見直し」、いわゆるライフサイクルコスト策定に取り組んでまいります。 なお、町道に関して、5メートル以上の橋梁長寿命化修繕計画としてLCC分析を行っており、順次、計画的に長寿命化への修繕及び架け替えによる費用対効果を図ってまいりたいと考えております。 また、これらから得られた数値的資料を今後の財政計画に盛り込むことで、少しでも現実的な財政運営が可能になると考えております。 田岡議員が御提言されておられますように、それぞれの実情に合った最も効果的、効率的な維持管理手法を見出すことが大切であるとのことは、まさにそのとおりであります。ひっ迫した財政状況においては、施設の適正な管理により更新時期を平準化することが求められており、そこで注目されるのが、ライフサイクルコストを考慮した効率的な資産管理方法の一つであるアセットマネジメントであることは理解していますが、実際に導入しているのは東京都や青森県など大規模な自治体のみで、小規模自治体で

	栗田町長	は人的、財政的な制約が影響して導入することが困難な状況であります。全国でも、更新すべき社会資本が特定できる団体は僅か 15%しかなく、現状のままでは更新すべき社会資本がわからない状態となり、大量更新時代に対応できない恐れがあると危惧されているのが現状であります。 これらのことから、本町といたしましては、先ほど申し上げましたように効果が出やすい資産から LCC 分析に取り組んでいく所存であります。 次に、御質問の公共施設の耐震改修状況では、学校関係では満濃南保育所、満濃南幼稚園、仲南東幼稚園、琴南中学校体育館が現在のところ未整備ですが、既に耐震診断や実施設計、統合による解消などの具体的な対応に入っており、近々に全て耐震整備完了となる予定であります。その他の主な公共施設では美合総合センター、仲南公民館が未整備のため耐震診断や既存施設の活用を速やかに検討しながら、いつ発生してもおかしくない東南海・南海大地震に備えるものでございます。 次に、本町の財政状況の見通しは、決算ベースで5年間の中期的な視点から推計しますと、自主財源の根幹となる町税収入は、平成20年度をピークに減少傾向にあり、昨今の経済状況から大きく回復することは期待できません。 また、地方交付税も国の財政状況の悪化や人口減少の影響により下降気味に推移すると思われます。さらに、合併特例措置として、毎年約10億円が交付税に加算されておりますが、その適用期間が合併後10年目の平成27年度までであり、平成28年度からは5年間で段階的に縮減され、平成33年度には合併特例措置が終了し、今より約10億円が縮減されることとなります。 歳出におきましては、行財政改革の推進により人件費は減少傾向にあるものの、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増加は避けられない現状に加え、今後、合併関連事業に係る公債費や医療保険に係る特別会計への繰出金の増加、また公共施設の老朽化対策、または耐震化対策等に係る維持管理費が財政を圧迫し、厳しい状況が続くものと思われます。 このような状況の中、今後5年間の財政収支の見通しは、決算ベースで平成24年度から平成27年度までは、形式収支の黒字が保たれるものと推測され、財政調整基金への余剰金積立も多少なりともできるものと考えております。しかし、平成28年度においては、約1億円の歳入不足が生じるものと推測され、財政調整基金による補てんが必要と思われます。主要な財政指標の状況については、財政構造の弾力性を測定する経常収支比率は、町村で一般的に70%程度であることが妥当とされ、75%を超えると、弾力性を失いつつあるとされています。本町の経常収支比率は、合併後下降傾向にあり、改善されつつありますが、扶助費等義務的経費の増加と町税の減収等の影響により、今後も75%ラインを横ばいに推移するものと予測され、財政構造の硬直化が懸念されます。財政健全化指標の一つである実質公債費比率は、公債費による財政負担の程度を示すもので、18%以上となると、町債の発行に県の許可が必要となります。本町の場合は、交付税措置のある有利な起債を活用しておりますので、合併後からも18%を下回っており、今後も10%前後を推移すると予測されます。このことから、議員各位、住民の皆様には、今後ますます厳
--	------	---

	栗田町長 大岡議長 田岡議員 大岡議長 齋部総務 課 長	しい緊縮財政に御理解、御協力をいただきますよう、お願いを申し上げるところでございます。 2 番 田岡君。 再質問させていただきたいと思います。 町長、今の御答弁いただいた中にも、やはり財政的に年々厳しくなっていく、アセットマネジメント、ファシリティマネジメント、私は必要だと思うんですけども、なかなか財政的、人的にも厳しくなっていき、東京都とか大都会のように、なかなかやりたいんだけど、早くやりたいんだけどできない、という状況であるというふうなことを申されておりましたけれども、財政的、人的に厳しくなっていくからこそ、必要なものだろうと私は認識しております。 そのあたりで、このまんのう町の普通会計、地方債とか財政状況の推移、財政課のほうからも資料いただいておりますけれども、町長も先ほど申しましたように、28年度当たり、これは合併特例措置が終了する年であります。それ以降は、基金、貯金をしとるわけですが、それを取り崩すような、取り崩していかなければならないような状況に陥るであろうというふうに申されておりました。そういう厳しい状況というのは、私も認識しておりますけれども、やはり最低限やらなければならないことは、避けて通るわけにはいかないと。私の質問の中でありましたけれども、言いましたけれども、公共インフラ、これは人間の命にかかわる問題であります。この老朽化、この対策はぜひやっていただきたい。構造物いうんは、人間と違って、痛いとか、体の調子が悪いとか、ということは言いません。 あと、国保のほうの話でも同じでありますけれども、予防という、大切であると。人間の場合は、痛かったら痛い、体の調子が悪かったら悪いで、医者に行くとかそういうことになるんですけども、物を言わないインフラは、そういうことは、ありません。突然、12月2日の笹子トンネルのように崩れるんですよ。だからこそ、この予防、計画的な点検というのが、ぜひとも必要であると思います。 町長のほう、申されましたように更新費用の平準化を図るという考え、本当にそれは大事なことだろうと思います。それから、今後の公共施設、資産ですね、その維持管理、運営とかを人的にも、財政的にも厳しくなるということで、やはり民間の知恵も借りるということで、今、満濃中学校PFIということでやっておりますけれども、やはりPPP、PFIの手法というの、リスク分担とか役割分担という意味で、考えていかなければならないのではないかなということも、私としては思っております。そのあたりについて、どういう考えか、もう一度、お聞きいたしたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。 総務課長 齋部正典君。 田岡議員さんの御質問にお答えをいたします。 まずは公共物はですね、傷みが、自分から、自ら発するわけではないということで、維持管理が非常に大事だということでござ
--	--	--

	齋部総務課 長	います。これに関しまして、公共財産につきましては、町は、現課の建設土地改良課また水道課等がですね、それぞれ巡回パトロールしながら、維持管理を行っているところではございます。 また、スポット的なですね、現在のところ実質はスポット的な対応になってるのが現状でございます。将来的には、先ほど町長申しましたように、L C C、建物につきましてはですね、それぞれ管理ができるような資料を作成してですね、L C Cでですね、管理をやっていきたいと思っております。それ以外の道路、また、その他たくさんの公共財産があるんですが、それについては、今後一つずつ見直しをしていかなければならないだろうというふうには考えております。まずは、建物からというふうに考えております。 それと、P F I 等でそういうインフラを管理したらどうかという御提言でございましたが、これにつきましては、やはり正確なデータがないとですね、発注、お願いをするにしても、その成果が見えないというふうに考えます。よって、全体像を具体的につかむ努力を今後していきながら、どういう方法が一番費用が安価に上がるのかということを考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。 2 番 田岡君。 総務課長のほうから答弁いただきましたけれども、ファシリティマネジメントの状況ということで、これ12月でしたっけ、総務委員会のほうでいただきましたけれども、まんのう町所有の資産を把握し、公有財産台帳の整備を行うというのが、まず第一歩であるということ。これをやはり早めに行っていただいて、その状況を逐次報告、今後いただけたらと思います。 それと、これ総務省のほうからいろんな資料と言いますか、今後の将来の資産更新必要額とか、そういうデータ、インフラ等更新問題に係る国の動きとか、どういう形で、この更新費に将来の維持管理更新費の推計というデータもあります。これは、これを見ますとですね、都道府県、市町村ともに維持管理更新費は、この2030年には現在の2倍になると予測が出ております。こういう資料とかも参考にさせていただいて、更新費用の資産ソフトの開発、公表とかいうふうなものもありますので、ぜひ早目にそのあたりの手当をしていただきたいと思います。 以上で、1つ目の質問終わります。 1 番目の質問を終わります。 続いて、2 番目の質問を許可いたします。 2 番 田岡君。 それでは、2 番目の質問をさせていただきたいと思えます。 国保会計の現況と今後の課題はということでもあります。国ベースで、毎年約1兆円ずつ増え続ける社会保障給付費は、数年前よ
	大岡議長 田岡議員	
	大岡議長	
	大岡議長 田岡議員	

	栗田町長	8 %に相当します。 税率は、所得割、資産割、均等割、平等割があつて、これらは医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分が各々算定されます。最高限度額が各々設けられていて、この3項目すべて限度額だと77万円となります。資産割と加入者の人数により決まる均等割があることから、無収入でも新しい大きな家に住んで、御家族が多ければ、相当な税額になります。この構成は市町村ごとに違っており、昨年の滋賀県野洲市を視察して、その大きな相違に驚かされました。次の改正では、安定した税源や収納しやすい課税方法などの検討を行って、入念な議会審議をお願いすることとなります。 国保特別会計の余裕は、平成21年度は繰越金と基金の合計が2億2千9百万円ありましたが、今年度初めには1億1千2百万円に下がっております。これが、7千万円程度に更に下がれば、国保税の値上げは避けられないものと考えております。平成22年に税率を上げて以降、3年が経過する平成25年度当初予算では値上げを覚悟しておりましたが、毎月の実績を点検する中で、3月と5月分だけが前年度を上回り、夏以降は相当な減少となりました。そこで、平成25年度の保険税の増額は見送ることができました。本町と税率が同じであった高松市は、平成24年度に15%上げて、平成25年度は5%上げることになっております。本町は税率を上げても、所得が低いから歳入はなかなか伸びません。平成22年度の税条例改正では5千万円の増収を見込みましたが、3千7百万円しか伸びませんでした。国保は加入者の税負担により運営するのが原則であり、一般財源からの法定外の補てんは、他の医療保険に加入している多くの方々に迷惑をかけることになるため、なんとか避けたいものです。平成25年度の動向次第では、平成26年度の税率改正は避けられません。2年続けての医療費節約が容易には思えません。 国保の広域化は、厚労省は都道府県単位を提唱しておりますが、都道府県知事会は反対であるし、後期高齢者医療の広域連合は収支の責任の取りようの無い体制であるし、現下では全く納まりどころは見えません。前与党は、後期高齢者医療と国保の統合の方針でしたが、医療制度に手を付ける気配は現与党からは見えません。参議院選挙までは、税と社会保障の一体改革とともに棚上げのようです。以上、国民健康保険の現状と展望をお伝えして、答弁とさせていただきます。
	大岡議長 田岡議員	2番 田岡君。 町長の答弁いただきましたけれども、詳しい数値等もあけて説明いただきましたが、全体的に、これも先ほどの町の財政と同じように、厳しい状態が今後予想されるということでもあります。 いろんなことがあるんですけども、滞納の問題もあります。これは、なかなかちょっと難しい問題でありまして、収納状況によって、滞納があれば、短期証とか、資格証とかを発行しておるというふうなこと、この問題と申しますのは、そういうふうなことで、やはり中には行政に対して不信感を持って、ますます滞納が固定化されるんじゃないというふうなことも危惧されております。 それから、基金の状況。基金に関しましては、繰入は23年度に基金のほうから繰入されておりますね。それから、他会計から

	田岡議員	の繰入も、先ほど町長の話では法定内で何とか納まっている。これも他の自治体によっては、それ以上の繰入をしなければもたないというふうなことも聞いております。そういう状況にならないためにですね、先日、2月19日ですかね、夕方のOHKのスーパーニュースのほうで、私これ通告出した後でしたけれども、まんのう町の医療費の削減に対する取り組みというものが、特集で取り上げられておりました。本当に素晴らしいことだと思いました。こういうふうにテレビで取り上げられると、全国から視察が来るんでないかと思うように、この課長以下の涙ぐましい職員さん、栄養士さん、保健師さんの努力というのが見て取れました。素晴らしいことだと思います。 そして、先日、新聞にでもですね、このさっきのニュースの中の特集と同じような関連があるんですけども、平均寿命で、長野県が男女とも1位というふうな新聞記事が出ておりました。その中で、やはり野菜摂取量とか、就業率が非常に高いし、一人一人のですね、健康に、住民の健康に対する意識がとにかく高いと。そのあたりの啓発活動、今後も続けて、ぜひ続けていっていきたいと思いますけれども、再質問でちょっと長くなってしまいましたけれども、今、まんのう町ですね、医療費の水準というのが、県下の他の市町との比較において、今年度5%下がったというふうなことですけれども、どういうふうなことなのか。もう少し詳しく教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。
	大岡議長 竹林福祉 保険課長	福祉保険課長 竹林昌秀君。 医療費の啓発でございますけれども、本町政報告にですね、どこで何回開いたか、記してございます。長炭で16回、吉野で4回、神野で7回、四条で4回、高篠6回、琴南16回、仲南で27回、各種団体6回、合計86回で、2,792人ですね、これのまだやってない所で、いかに浸透するかということがテーマになります。意識の高いところは、申し込んでいただきました。これからは、どちらにでも付く人たち、何をお願いしてもお断りしてくださる方も、2割、3割おいでるかもしれません。ここに、いかに浸透するか、議員の方々の御支援をいただきたい。医療費啓発の開催会をいかに伸ばしていくか、皆様方のお力をいただきたい。 野菜を食べて歩こう。薬剤師さんに伺いますと、本町の方々は実に野菜をたくさん食べておいでます。個別に面接していただくと食べておいでます。 しかし、その食べ方です。砂糖を大量に投入し、しょうゆをたっぷりかけた甘辛の西讃山麓風味です。食生活改善とか、健康増進の中身の啓発が要ります。 私どもの福祉保険課は素人集団で、資金の、お金の話ししかしておりません。議員の方々よりももっと詳細に住民は御存じです。私たちが最新のデータをお伝えしているからです。議員向けの資料は、本屋敷さんから請求がありましたので、段取りしてございます。

	竹林福祉 保険課長	それから、本町予算の基金残高は予算書にちょっと載っていませんから、その添付資料も出ております。町長の今回の説明では、6番目とありましたが、これは厚労省が、厚労大臣が医療費適正化計画を策定すべき指示命令、この資料によりますと、前年度3番目であったのが6番目に下がったということです。1. 2を切りました。厚生労働大臣指定、改善命令をお断りできる水準を次に目標に掲げられたら、どんなにすばらしいかと思います。そして何よりも、これは、香川県で特定検診率の1位、2位争いを連続してきたことにあります。保健師たちは奔走し、住民たちは誘い合って参加してくれた。健診を受けると医療費は上がります。検査をたくさん受けて、治療に入りますから。しかし、それは数年経過すると下がってきたというのが、本筋になるんだろうと思います。綾川も今年下がっておりまして、この結果は国保幹事会において、市長さん方、県の関係部局、そして知事さんと県の政策部長さんや次長さんにもお伝えしています。 香川県の後期高齢者医療は1, 300億円です。国民健康保険は980億円です。県の全体の予算が380億円です。いや3, 800億円ですね。2, 200～2, 300億円ぐらいの医療費額が、香川県全体で動いているという巨大会計です。高松で一斉に高齢化を始めて、香川県にとっては、県立総合病院ができて、滝宮総合病院ができて、高松市民病院ができて、善通寺国立病院が落成すると、こういう状態にあって、県全下のテーマになるはずですよ。 私どもは、ずいぶん先行いたしました。私たちが開発した手法を香川県全体で展開していただかなきゃいけない。このために、この12月から、私は関係のところに最新のデータを報告してですね、県全体の展開になるようお願いをしまいいりました。非常に、知事さんも高い関心を示していただいております。ということとですね、国保税です。皆様、この資料をちょっと議会で説明申し上げるわけにはいかない。そして、隣接市町村との保険税の負担の手法も、この場で説明するのは無理です。どうか関心がある方、御一緒に勉強会しましょう。何よりも難しい研究がいるのは、課税の手法ですね。安定財源になるように、しかし、無理な課税にならないように壮大な知恵がいます。そのところを研究テーマとして、全町を挙げて取り組むという、このことが重要であることをお伝えしてですね、御説明にさせていただきます。 そして、田岡議員さん御提唱のPPP（プライベート、パブリック、パートナーシップ）、私、公、この対等な協働をですね、これを社会保障制度の運用に、PPPを持ち込むことができるならば、住民の負担は下がり、財政負担は少なくなるかもしれません。町役場と住民が手を結び、対等に協力し合う行政です。公と民を区別する行政ではありません。 私たち職員は、表現力を養い、説明力を持って、住民の海へ、集落の森へ、啓発の川をたどることができましたら、下がる模範的な町になるかもしれません。賢い努力する町民となるように、皆様方と御一緒に努力さしていただくことをお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。 2番 田岡君。
	大岡議長	

	田岡議員	課長のほうから、かなり熱のこもった答弁いただきましたけれども、この国保に関して、PPPとか協働のまちづくり、住民に協力を求めるというの、大切なことだろうと思いますけど、またそういう方向で検討をぜひしていただきたいなと思います。 それから、私も一つ提案があるんですけども、持続可能なものするためにということですね、何かインセンティブ、報償と いいですか、褒美と申しますか、そういうこともちょっと考えてみてはどうかと。いろんなことで、アメとムチとか、インセン ティブとペナルティ、何らかの特典を。例えばですね、ペナルティと言いましたら、使ったらと言うたら、ちょっと語弊があるん ですけど、国保税、当然高くなります。出のほうの累計をして、それから、入りのほうを決めるわけですからね。当然。 賢い、まあ、課長がよく申されておりますように、賢い医者のかかり方、賢い上手な薬の飲み方をして、少しでも医者にかかる とか、薬代、薬代は県下でも、何かまんのう町は高いようですけれども、そういうことをして、下がったときには何か与えてもい いんではないかと。と言うのは、下がったら、当然、町からの持ち出しも減ります。その部分で、ちょっと努力したら手が届く という範囲に、何段階か設けましてですね、その一人一人把握するのは、なかなか大変だろうとは思いますが、そういうとこ にいったら、まあ何か町の商品券でも、何でもそれはいろいろと考えられると思いますけれども、何か特典を与えるというふうな。 だから、そこへ届かなければ、町から持ち出しはないということで、別に財政負担がかかるということじゃないです。そこに届い た場合は、町からの、当然、本人にとっても保険税が減るし、町からの持ち出しも減るということです。そういうふうなことをち ょっと考えてみてはどうかと思うんです。 それに対してどう思われるかと、あとまんのう町で国保運営協議会というのがありますけれども、その中において、定期的に開 かれておるとは思いますけど、今年度の話し合われた内容とか、今後の状況とか、どういうことが話し合われているかというのを、 少し聞かしていただきたい。よろしくお願いします。
	大岡議長 竹林福祉 保険課長	福祉保険課長 竹林昌秀君。 住民の意欲が盛り上がるような顕彰するとか、そういう方法への御質問でございます。これは谷森議員さんからも御質問いただ いて、健康な家庭を表彰したらどうかというふうなこともございました。でですね、まず入り口は、賢い住民になっていただくこ とで、啓発を開催していただくかどうか。啓発の会合をですね、これを入り口にすべきかなと思っております。吉野は4回です。 仲南は27回です。その人たちには、何らかの支援する制度、その地域全体の活動をさらにやりやすくするような方法をですね、 検討すべきかなと思います。 問題はですね、国民健康保険は住民の5,000人弱なんですね、啓発はあらゆる健康保険組合に入ってる方々に行っておりま すから、国保のデータだけで、全地域住民に配分することがいいのかどうか。 呉市はですね、国保のデータだけでやっぴよと、割り切っておりました。呉市はジェネリックの最先端ですね。1,600億

	竹林福祉 保険課長	円で1億2,000万円の節約効果で、経費が4,000万かったから8,000万です。ジェネリックの節約効果は、どんなに頑張っても、0.5%。それで、財政貢献を極めて薄いです。啓発は非常にしやすいんですけども、呉市を見るとそんな状況でございました。 でですね、次は、私どもは、私が参ったときには、調剤費の指標が県1に対して1.31ありました。それが今、1.21に下がってきております。毎年少しずつ。それから、後期高齢者の医療においては調剤費が異様に高いです。これはまだ毎年伸びております。お薬の副作用の啓発をですね、これは薬剤師さんを私どもの課が派遣して、集落を回っていただくというふうな仕組みを厚生啓発員という仕組みですね、住民の中に、説明に専門家を送ると。今までは、素人の私たちが仕組みとか、医療費という統計的なことばかり話してましたけれどもね、健康の専門家たち、医療の専門家たちを起用し、派遣する制度運用に持っていけばいいかと思います。そして、住民同士が誘い合って、住民健診に参加し、助け合うというふうになれば下がるのではないかと思います。 顕彰の方法は、私も非常に工夫してたんですけども、いいものがなくてですね、まず研修会にでてきた人にグッズでも配布するかとかですね、持って帰って土産話にしてもらえるように、そんなふうな工夫をしております。 職員にはとにかく表現力だ。上手に写真を撮り、イラストを書き、上手にキャッチフレーズを考えて、上手にしゃべれて、マスコミに報道してもらって、伝える力を伸ばすことができれば、うまく浸透するのかなと思っております。 検証の方法は、種々御意見を応募していただくのも方法かもしれませんが、そのお金の負担と加入者の問題の、この均衡の取り方が難問でございます。今なお苦悶しております。皆様、御一緒に検討さしてください。
	大岡議長 竹林福祉 保険課長	答弁漏れ。運営審議会の意向。 はい。失礼しました。運営審議会はですね、お医者様、歯医者様、薬剤師さん、それから地域別の有識者、そして議長さんが委員長さんで入っていただいております。年間3回ほど、この議会の前に新年度予算と事業計画を相談し、議会にかけ、そして決算が出ると、議会への決算報告の前に、国保運営委員会を開いている。 国民健康保険は、全町民が参加している仕組みではありませんで、意思決定権を国保に参加している人たちでやるという仕組みですね。それを議会が承認するという仕組みになっております。実質上、専門家、関係者が議論してですね、非常に質の高い御議論をいただいております。お医者様の見解を聞ける唯一の私どもにとって公的機会ですね。 御一緒に滋賀県野洲市へ視察に行ってますね、今まで私どもの視察は、中国、四国地方ばかり回っていましたが、近畿行きますとまるで違います。 それから、長野県がまた違いますね。視察研究先は、もうこういうテーマを持っていくと、非常に帰りのバスの中でどうしよう、こうしようという議論ができてですね、審議会の当日よりも往復の話し合いが非常に意味を持ちます。こうした国保運営委員会を

	竹林福祉 保険課長 大岡議長 田岡議員 大岡議長 三原教育長	通じて運営できていることが国保の特徴であって、その実質の審議を高めていく努力をしたいと思いますので、何とぞよろしく御支援をお願いします。 2 番目の質問を終わります。 続いて、3 番目の質問を許可いたします。 2 番 田岡君。 それでは、最後、3 つ目の質問をさせていただきます。 山並み芸術祭への対応はということであります。昨年 6 月議会におきまして、一般質問で「まんのう町で芸術祭を」という提案をさせていただきました。本年開催される瀬戸内国際芸術祭の状況もだんだんと新聞紙上などをにぎわすようになってきております。それに合わせて、綾川町を拠点とする N P O 法人かがわものづくり学校が、県内山手を中心に取り組む「かがわ・山なみ芸術祭」の開催が決定しております。まんのう町としても積極的に関わっていくようなので、私としましても本当に喜ばしいことだと思っております。 私は「我がまんのう町のすばらしい魅力を知ってもらい絶好のチャンスと捉え、地域活性化のため、また地域の埋もれた芸術的感性を呼び起こし、まんのう町の文化的発展にも寄与すると思う。」と申しました。教育長からも前向きに検討するという答弁をいただいております。 そこで、まんのう町として山なみ芸術祭にどのようにかわり、まんのう町の魅力を発信していくのか、また、文化的発展、地域の活性化につなげていくのか、お伺いいたします。 教育長 三原一夫君。 田岡秀俊議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。 来年度、待望しておりました「かがわ・山なみ芸術祭」が始まるわけでございます。御質問にもございましたように、まんのう町では「自然はすべての源である」というテーマの下、1 0 月 1 9 日から 1 2 月 1 日まで国営讃岐まんのう公園や道の駅、寺院などに作品を展示し、お遍路さんなど多くの人々が巡ってもらえるようになることを期待をいたしております。 町教育委員会もこの芸術祭を盛り上げ、まんのう町の魅力を発信していくために、小・中学生を対象に町の「美しい自然」を題材にした絵画などの表現物を募集いたしております。出品作品は出展された全作品を展示をする予定でございます。また、受賞作品につきましては、芸術祭参加アーティストがデザインをし、琴参バス美合線のバスの車体に掲載し、運行いたします予定でございます。 また、日本では昔から琵琶湖八景や金沢八景など、地域が誇る自然や景観の美しさを見つけ、大切にしてきた歴史がございます。
--	---	--

三原教育長	この芸術祭は、我が町まんのう町の美を再認識するよい契機になると考えております。子供たちが描いた絵から、まんのうの美しい自然や景観を見つけ、まんのう八景を選定してはいかがでしょうか。ふるさとへの愛着を増すだけでなく、まんのうのよさを広くアピールすることにもつながると考えております。
大岡議長 田岡議員	「山なみ芸術祭」への参画の仕方を一層考え、進化してまいりたいと考えております。 2番 田岡君。 教育長のほうより答弁いただきましたけれども、これにつきましては、昨年、私のほうも大分内容については言いましたので、今回そんなには言うつもりはありませんですけれども、先ほど教育長が言われた、子供たちをどういうふうにかかわらせるかというところが、本当にポイントだろうと思います。やはり、まんのう町のこの文化的な発展ということに、先ほどの答弁では、子供たちに絵を描いていただいて、全てを展示して、そしてまた、優秀な作品はバスに掲示して走らせるというふうなこと、本当に子供たちも喜ぶだろうと思いますし、素晴らしいことだろうと思います。また、盛り上げていくために、さまざまな取り組みを今後もよろしくお願ひしたいと思います。
大岡議長 三原教育長	一言だけ言葉いただいて、私の質問、終わらしていただきたいと思います。 教育長 三原一夫君。 こういう活動は、この芸術祭という機会だけでなく、やはり、まんのう町の子供が豊かにこういう芸術の感覚を磨いてもらって、これからこの地域に根付くように、そういう施策を地道に作っていきたいというふうに考えております。御理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
大岡議長	以上で、2番 田岡秀俊君の発言は終わりました。 ここで、議場の時計で11時30分まで休憩といたします。
川原議員	(休憩 午前11時15分) それでは、休憩を戻しまして、会議を再開いたします。 (再開 午前11時30分) 引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。 なお、川原茂行議員の質問は、一問一答方式での申し出があります。 13番 川原茂行君。 まず、昨年暮れ、政権交代が行われました。私は景気対策ということで、通告いたしておりますので、まず1番目から入らせていただきます。 まず補正予算でですね、国の方が1兆3,000億、公共事業費を約5兆3,000億余り、こういう議案がですね、ねじれ

	川原議員	国会の中で参議院 1 票差という、まさに白票の中での可決でございました。そこで私、先般、町長の施政方針の中でですね、気になることが何点かございます。全て言うわけにはいきません。私の限られた時間でしか言えませんので、まず何点かに絞って、御質問させていただきます。 その中で、まず一番心配しておるのは、こういう非常に景気対策について、政権交代によって、一気に変わるというわけではございませんが、少なくとも名称は変わってまいります。そこで、まず、まんのう町の町長以下、課長、そこらが、そういう体制についていける、心の準備ができておるのか、どうかと。私、ここらへんをちょっと危惧しておるわけでございます。 まず、何と申しまして、先ほど、老朽された施設等については、2 番議員さんのほうからありましたので、そこは省かせていただきますが、まず河川、道路、山津波、水道施設関係、ここらについてお尋ねするわけでありましたが、先ほど来、何となく景気の悪い話ばかりが出ております。私は逆にですね、香川県の 2 番、3 番目である土地を有しておるまんのう町が、これから、一番、香川県では魅力ある町になるだろうと。また、しなきゃいけない。そういう姿勢が、まず必要だろう。先ほど来言われるように、考える、知恵を絞る、こうなればですよ、当然 1 番、2 番のとこよりは 3 番目のまんのう町が、資源として、山林がある、土地がある。これを考えて、一番うまく有効利用すれば、まんのう町はこれから伸びるんだと、伸ばさなきゃいけない、こういう姿勢が、私、町長に欠けておるのではないかと。そこらを一番心配しておるわけであります。 なぜかと申しますと、先般も冒頭のときに、2 月 28 日、町長さんの話に出ましたが、私も木こく池で 11 時 20 分頃から昼頃まで、いろんな方とお話をさせていただきました。その中でですね、やっぱり木こく池の施設、仲南地区の農業用水及び水道水、そこらをどういう形でこれいっきょんですかと。そういう中でですね、この施設、こんだけのことをまんのう町がやっとなやったら、これはすごいことになるなというのが答えなんです。けども、まあそれを有効に、まんのう本当の資源、山林、農地を有効に使ってないから、まだまだこれから、やらなきゃいけないことが多くあるわけです。 まず財政の基本はですね、入るを量りて出づる制す、入ってこなきゃ、使うわけにはいかないんですよ。でも、義務的経費はどんどん増えていく。じゃあどうするか。町税を含めて、入るものを入れてこなきゃ、これどうしようもないわけです。入らなければ、出るものがないわけですから。 やっぱり、福祉、町民にサービスするんであれば、税收を上げて行くことをまず考えていかなければいけない。私はそういう観点からですね、まずこの河川、道路、山津波等の心配、そして水道施設。この水道ですね、まんのう池の水が、今、一気に浄化するとは私は思えない。これは私も何年も前から、たびたび言うておりますが、やはり、ずんずん、まんのう池の水が汚染って言うより、悪くなっておると。従いまして、3 年前に高度浄化装置をつけて、町民に対する飲料水の異臭があるのを抑止したと。 しかしながら、2 年数箇月で活性炭を入れなきゃいけないような事態に、今現状になっておるんですね。これ、当初予測してな
--	------	---

	川原議員	かった。この施設を作れば、少なくとも3年間はいけますよという予測だったんです。これはまあ、予測ですから。 ところが、現実にはいけないということは、まんのう池の水が悪くなっておる。活性炭1回入れれば1, 500万、600万要ります。従って、当然、今後はですよ、施設自体が100%でなくなる。ずんずん機能が低下します。まして、水がずんずん悪くなる。そうしますと、2年に一遍、今度は毎年、活性炭を入れなきゃいけない。これをいつまでもほっとくんですか。清流であれば、活性炭入れなくていいんです。仲南の水道は入れてない。高屋原の浄水場には、まんのう池の水を使うから入れなきゃいけない。住民の方に異臭があるものを、飲んでいただくわけにはいけないんです。だから、千数百万の金がいる。こういうことをひとつ考え方によってですよ、どこかの地下水源、本来はもうちょっと何十年もかけては森林保護を含めてやらなきゃいけない問題が多くあるわけですが、そういう清流、まんのう池の水はこれからどんどん悪くなるのであれば、もっといい水で、水道水をまかなっていく。こういうお考えが、町長の施政方針の中に一個も出てこない。 なぜかという、私はあの施政方針に、ほんとに町長さん必死になってやっておられるんですけども、私が思っておる、これから政権交代していくとこはいかん。どうしても、生命の、生命、安全・安心を第一には、公共投資もやらなきゃいけない。そういうところへ、どうしても必要なところへは、金を入れていかなければいけないんですよ。だから、私は具体的に言いますと、国の話してもいけませんから、まんのう町で言うのであれば、あの浄化装置、ここを長持ちさせて、そういう活性炭を入れなきゃ、入れないような、金を使わなくていいような方法、考えていくべきでないかと、こう思っておるわけです。これが1点目。 2点目はですね、この新規事業して、今後注目される。本当にこれから、まんのう町の財源になるのではないかとという電気産業関係ですね、電気産業関係。これは先ほどの何年か前の3・11の津波で、ああいう形になりました。今、電気産業は、かなりの気合いを入れて、まんのう町にも入ってきてます。そこらへ、受け入れ体制として、まんのう町がどう受け止めていくのかと。これが1点目、この2番目のですね。 それと、水関連対策。これは、水資源の確保を長期的に見る場合には、山が1万3, 000ヘクタールほどあるんですよ。ですから、これから池田ダムが香川県も完成、ややしてました。もう残りのダムがもう2つ。ですから、もう今からダムをやるのであれば、まんのう町しか、私はないと思ってます。と言いますのは、立地条件が一番いいんですね。中讃と言いますが、西の方に寄ってますから。この森林に、1万3, 000ヘクタールの森林を有効利用する。水資源を確保すると。そして、これを香川用水にのせてあげれば、香川県の自己水源になるんです。まんのう町の水じゃないん。香川県の自己水源を確保していくのが、まんのう町の今後の一番使命、役割じゃないかなと。私は、この森林保護、森林を保護して、電気産業関係と水資源の確保、これは1つはダムです。そういうものによって、まんのう町の将来像が見えてくる。私は、そういうところへ今後どんどん進めていくことによって、香川県の3番目である町が28年をピークに何となく疲弊してしまうんでないかというような気持ちを払拭さし
--	------	--

	川原議員 大岡議長 栗田町長	ていただきたい。とにかく夢は大きく持って、現実なものにしていく。要するに考えなきゃいけない。 先ほど課長言われました。議員、考えてください。皆さん考えてください。後ろでおる方も。私は、ここへ金を投資すれば、まんのうの未来が開けるといふところへ投資していただくのが道でなかろうかと思っております。 この2点をまずはお伺いしながら、次にまいります。よろしくお願い申し上げます。 町長 栗田隆義君。 川原議員さんの景気対策、期事業としての水関連対策と水源地の確保に向けた施策の質問に対しましてのお答えをさせていただきます。 今回の国の景気対策につきまして、本町としてどのように取り組むのかとの御質問でございますが、公共施設では、南海・東南海大地震に備えて、子供たちの安全安心のために学校関係を優先的に、耐震整備を推進いたしております。近々には全ての学校施設の耐震が完了できる運びとなっております。 また、その他の公共施設におきまして耐震対策の検討に入っていきたいと考えております。 また、土地改良関係では、今回の補正予算においては、25年度に実施予定としておりました事業及び対応可能な事業として取り組める事業を選択し、実施する予定といたしております。 主な事業といたしましては、農業基盤整備事業として、昨年度より実施しております農業体質強化基盤促進事業による農道舗装工事、また、継続事業として、民間住宅耐震診断及び耐震改修のための事業、林道開設改良事業として、笠形線・塩入三野線及び新規事業として、団体営農道橋耐震点検調査事業による農道橋耐震点検調査、林道橋診断保全事業として林道橋診断点検調査、社会資本整備総合交付金事業として町営住宅の外壁改修などの事業を予定しており、老朽化した施設の長寿命化を図るとともに、町財政を考慮したうえで、積極的に補助事業に取り組んでいきたいと考えております。 次に、県営工事の県営中山間地域総合整備事業まんのう地区につきましても、国の大型補正を受けて積極的な事業推進を図る予定となっているようでありますので、町としても、事業推進の地元調整等に積極的に協力し、推進してまいります。 また、近々、国より新規事業としての数々の事業説明が予定されておりますが、地元からの要望や制度や要綱に該当するものにつきましては、積極的に事業に取り組み、農業経営の安定、経営規模の拡大を図るよう、事業の推進に努めたいと考えております。 次に、水道関係では、町民約19,000人の飲料水と生活用水を安定的に、日量約6,300トン进行給水しています。高屋原浄水場では満濃池の水を取水しておりますことから、満濃池の原水中に臭気が発生して水道水が臭うという問題があり、原水の水質基準には細心の注意を払って、安定給水に努めているところでございます。このことから、新たに照井地区より取水も行っております。
--	-------------------------------------	--

	川原議員	先ほど来、考えることを言われましたが、人間は考えて知恵を出さなきゃ前向いて行けない。我々も、当然、日夜住民の方とも、議員同士も連携を取りながら、どうやってまんのうの将来をどうしていくのかって考えてます。そういうね、一番まんのうの財産なんですよ、これが。それを生かし切れないから、平成28年度からはもうずんずん厳しくなるということは、住民に、要するにサービス低下も理解してくださいとお願いせないかんのですよ。そういう行政では、私はいけない。住民にも理解してもらわないかんともありますけども、もっと知恵を出して、この財産をどうやって生かすんかと。ここが、私は欲しいんです。町長さんのお考えを。 ましてやですよ、今、ダムの話、森林の話、何十年かかる、これからずっと継続していかなきゃいけない問題ですが、先ほど申しました、高屋原の水源地につきましては、少なくとも、即やろうと思ったらできるんですよ。まんのう町、満濃池の水が悪いと、また異臭が出ると、活性炭を毎年入れないかんようになったらどうなるんですか。照井地区からくるのは、まだ事業かかってないけども1,000トンぐらいですね。照井からくるのは、今400トンか、そこらです。今、もうひとつやろうとするとところから来て1,000トンです、日量ね。そうすると、まだ2,000トンほど足りないわけです。どこかでそれをカバーしなきゃいけない。どっか土器川周辺で、の近くで、あの近く、試掘をしてみて、いけるんかどうかと、水がないとこをやったっていけませんから、まず試掘をして、水があるんだったら、あるような方法を考えるお気持ちがあるのか、ないのか。即やらなきゃいけない問題と、中長期的にやらなきゃいけない問題は、少し別に考えながらいったほうが、私は現実的でいいんじゃないかと、こう思っておりますが、町長さん、この点をお聞きいたします。 それともう一つ、私はこの1番目の質問に2点出しておるのは、その老朽化された施設、同じく河川、道路、山津波、水道施設、2点目が新規事業に今後注目されている電気産業、いわゆる太陽光発電、それとダムを今後考える必要があるのではないかと。こういうことを、2点、1問目の質問の中に2点をお聞きしておるわけですから、まず、即やらなきゃいけない問題、私、これ毎年1,500～1,600万、今年予算にも出てきてますが、これは一般質問ですからなんですが、あれ1,000数百万、毎年入れないかんようになったら、これ試掘して、とりあえずは今、地下水で持って行って、活性炭を入れなくていい。そのほうが施設自体も延命しますね。水が悪いのを浄化しよったら、施設自体が短命になるわけですから。5億近い金をかけてですよ、やって、短命にするよりはやっぱり延命にする方法も考えとかなきゃいけない。そのためには、水のきれいな水を入れるのが、私は最善の策かなと。そうすると、照井からくるのは1,000トン、日常ね、2,000トン、3,000トン、日常いとすれば、2,000トンは足りないわけですから、どこかであるか、ないかは、そらやってしなければわからない。しかし、試掘してみて、あればそこからまた本腰で考えるというお考えはありますか、どうですか。 当然、質問の時間限られてますから、2つ続けてお答えいただきます。
--	------	--

	栗田町長 大岡議長 川原議員 大岡議長 栗田町長	日陰が少なく、発電規模に見合った電線路が近くにあるということが必要ということでございます。電線路の設置とか、張替えについては、事業主が負担となりますことから、電線路から遠い地域、また、電線が細い場所については、どうしても敬遠されがちになっております。 また、山を切っての土地の確保ということになりますと、山林や農地などの開発につきましては、県の緑条例による協議や林地開発、農地転用許可申請などの手続が必要になると思いますので、県との協議を十分していただくようお願いしているところであります。 また、町有地の活用につきましては、用地の施設の有効活用の観点から、香川県企業立地推進課と連携を密にしながら、工場等の融資も視野に入れ、情報発信と情報収集を積極的に図ってまいり所存でございますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。 13番 川原君。 今、町長さん、前向きな姿勢だけはいただきましたが、もう少し端的に。私が言いますと、もう時間がよけないので、次の質問がありますから、ほどほどで切りたいと思いますが、今水源地の問題ですね、広域化の問題、これ恐らく今検討中ですので、何年かかるかわかりませんが、恐らく香川用水を利用するというのが、基本構想の中へ入ってこようかと思います。 そうしますと、いろいろ、四国じゃなくて、ごめんなさい。香川用水の関連の方がおいでますので、有効にそっちの水を使えということになります。なると思いますけども、私が申し上げておるのは、香川用水は早明浦ダムがなくなったら来ないんです。これを肝に銘じておいてください。 香川県の水は、自己財源で確保するというのが、香川県の、また、まんのう町の私は姿だと、これだけ町長さん、認識しておいていただければ、ありがたいなこう思っております。 一応、ちょっとそこだけ2点、まず水道の直近の今すぐの対応と、ダムの関係については、公益的な水道するために、そうなってくるとダムができる可能性も出てくるという可能性を含みは、町長今言われましたが、そこら辺をちょっともう1点、きちんと、私も十分わかりませんので、川原にわかるようにちょっと一言だけお願いします。 町長 栗田隆義君。 川原議員さんの質問に、再々質問にお答えをいたします。 水源地の確保につきましては、過去にも、地上レーダーによります浅井戸の水源地の調査等も行って、やったわけでございますが、なかなか実現には至っておりません。そういうことで、今後ともその新しい水源地の確保については、調査研究を進めてまいりたいと、このように思っております。
--	---	---

	栗田町長	また、水道課の広域の問題につきましては、川原議員さん御指摘のように、早明浦ダムに頼っておったんではだめだと。おっしゃるとおりでございます。もし、早明浦の水が少なくなれば、当然、香川県へ水は来なくなりますし、宝山湖の水もよく持って1週間というふうに言われておりますので、当然これはもう香川県独自の水源地を確保する、確保しておかなければいけないこととございますので、広域化の会合がある時にも、そういったことを知事のほうへも十分伝えていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。
	大岡議長	1 番目の質問を終わります。 続いて、2 番目の質問を許可いたします。
	川原議員	1 3 番 川原君。
		これまた一番ひどい数をやらしていただいております。冒頭にも申しましたが、私はまんのう町にすばらしい財産があるという中の、これまた1つであります。 とにかく税金を上げる、税金を上げなきゃ、住民サービスができない。これはわかりきった話でありますから、私はT P Pの問題までは触れませんが、あの関連性から見て、恐らく将来ですよ、ほ場整備をしておかなければ、農業者がやっていけない時代が近々来るだろうと。しかし、ほ場整備も、当然5年、10年、15年かかる事業であります。したがって、今から本格的に町長さん、たびたび言われておりますけども、もう一步踏み込んだ、行政が踏み込んだことも大事であります。農業委員さんにもお願いせないかんし、町長さんにお聞きすると、地元がまとまってきたら手続はするわと、こういう消極的な問題でなくてね、住民が本当に願いを救うていくという、少々は、そら反対もございます。最初は。でも、どっかがやりますと一気に乗ってくる可能性も含んでおりますから。将来のまんのうを見据えるのであれば、この財産の一つである農地を最大限有効に生かすのは、ほ場整備、かん排事業しか、私はないと。その上に税金が上がれば、町民福祉のためにサービスが提供できると、こういうことになるんですから、あくまで前向きにひとつお願いしたい。 もう時間ありませんので、私が少なく言うて、町長さんようけ言うてください。お願いします。
	大岡議長	町長 栗田隆義君。
	栗田町長	川原議員さん御指摘のありましたほ場整備の問題についてでございます。 新年度のほ場整備事業の積極的推進についてという御質問にお答えをいたします。現在、まんのう町におけるほ場整備事業の取り組みにつきましては、第2期目の県営まんのう地区中山間地域総合整備事業により、予定している個所のほ場整備事業を中心に推進しておるところでございます。 今年度、ほ場整備事業の予定しております個所は、平成24年度より農地防災事業として実施していました、大口の入道中池・

	栗田町長 大岡議長 川原議員	そういった問題も全て克服して、その地域が一丸となってやっていこうという気運がやはり高まってこなければ、なかなか我々行政主導でやっていくのは難しいんでないかなと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 13番 川原君。 これがもう最後になりますが、町長さんね、今のほ場整備っていうものは、個人が50アール平均持っておられるか、60アール持っておるかちょっと私の勉強不足でわかりませんが、やっぱり50ヘクタール程を一つのブロック単位にして、そこに認定農業者を2人、3人を張りつけて、あとの方は畦畔コンクリートと言われましたが、畦畔の草を刈ったり、他の仕事をやるというんであって、50人おるから50人が自分のほ場を守るとすること自体がおかしい。そういう説明をするからできないんですよ。やっぱり農業法人を立ち上げて、その中に芯になる人が1人か2人おったらいけるんですよ。後は皆サポートのグループでいける。そういう考えをせんと、30アール、50アールの農地を自分とこやから、自分とこで守っていこうと、そういう農業を今から考えとったんではだめなんですよ。それを地域の50人、100戸が一団としてやって、その中に農業法人を設立して、そこから、芯になる方が2人、3人おいでた中で、それぞれの役割分担で、高齢者の方は草を刈ったり、できる仕事をやっていくっていうのが、これからの農業の姿だろうと。今、町長さんの話聞きますと、所有権者が自分とこだけ、所有権者だけが、その土地を守るとする農業を指導しよったんでは、いつがきたってこれできません。はっきり言うて。そういうね、説明の仕方が私は足りてないと思っとな。前回の国営の時にも、いろんな方から話し聞きました。それは説明の仕方が足らんのですよ。法人化して、一つの団体が50ヘクタール、100ヘクタールでもかまんのですよ。そういう考えのもとに説明に行かなんだら。自分とこの50ヘクタールで、じゃあできますかって言うたら、これはなかなか難しい。そういう指導力ね、ちょっと勉強していただいて、そこは町長さんがやってくれと、こう言うたら担当の課長は勉強して、そういう指導に行く、説明に行くんですから。これから今全国でもね、農業でやっていきますという件は、全部そういうやり方しとんですよ。香川県のもそうなんです。やっぱり一つの法人化にしていかなんだら、50アール程度のものでやれというたら、それは相当付加価値の高いものを作らなんだら、やっていけない。そういうためにね、やっぱり1つの考え方、自分個人がやって行くばかりのこと考えるんでなくて、やっぱり法人化っていうのは大前提にあると思いますから、そこら辺、町長さん、再度お考えいただいて、大きな目で、先ほども言いましたが、TPPがどうなるかわかりませんが、恐らく私の見通しとしては結果は決めますけども、万が一の場合には、そういう対応ができるようにしとかなんだら、崩壊しますよ。こういう財産を無くしてどうするんですか。それを、決意のほどを聞いて私の質問は終わります。 大岡議長 栗田町長 町長 栗田隆義君。 川原議員さんの再々質問にお答えをいたします。 川原議員さん御指摘のように、今までのような小さい田んぼ、土地を耕したのではないかと、集約をして法人化をしてやって
--	-------------------------------------	--

	栗田町長	いかなければいけない。全くそのとおりであろうと思います。 前政権で品目横断的事業とか、経済対策ということで、1支店1農場ということで、農業法人を作っていこうということで、今までやってきました。5年後に法人化を向けてやってきたわけでありましたが、もう今は6年経っておりますが、ほとんど法人化ができておりません。まんのう町でも新しく法人化が立ち上がったのが、杉の上ファームと帆山の2か所だけであったように思います。そういったことで、まず川原議員さんおっしゃるように、それぞれの農業組合法人を立ち上げて、認定農業者、やる気のある農業者に土地、農業をやってもらうということが、非常に重要になってくると思いますので、そういった面では、私、町も挙げて努力をしていきたいなと思っております。 また、川原議員さん、T P Pの問題がございましたが、恐らく交渉のほうに参加をしていくんでないかなと、このように思います。先般、2月の28日の農林水産業の幹部の方との意見交換会のときにも、そういったいろいろな話が出ました。今の安部総理は、国土強靱化計画、また、農業の競争力を高めていく、こういった農業施策を今から打ち出していく。そのために、それぞれの地域の方の意見を聞きたいというようなことが、先般の大きな目的でございました。そういったことでありますので、これからは、農業、いろいろな振興策も大きく変わってくるんじゃないかなと、このように思いますし、政府としても、新しいいろんな施策が次々と打ち出されて、強い農業作っていくための施策が出てくるものと思います。そういったところで、我々もそれに十分対応できるように、これからも頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
	大岡議長	以上で、13番 川原茂行君の発言は終わりました。 引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。 なお、三好勝利議員の質問は、一問一答方式の申し出であります。 11番 三好勝利君。
	三好議員	それでは、3点ほど質問させていただきます。非常に午前から午後に関して、本当にハードな、相当金の要る厳しい質問が出ておりました。ただ、現まんのう町において不可欠な問題がほとんどだと思います。私も前々から申しますように、非常に簡単な質問でございます。2点は。あと3点目はちょっといろいろ今世間を騒がしておる問題ですので、1、2、3、個別に一問一答方式でお願いします。 まず、1点目にまいります。待望久しい新しい満濃中学の体育館が目の前にできております。先般も行きましたら、非常に、本当にきれいな、夢にみたような体育館ができております。すばらしい体育館。この体育館で、3月15日に今の3年生の最後のお別れ、卒業式が催されるような計画になっております。それで、この新しい体育館ができたらええじゃないかと、嬉しいなと、それは十分わかります。この新しい中学校の体育館、また広いグラウンドができたのを契機に、今まで過去に仲南地区でやっておっ

	三好議員	たような、中学生と、町民と、小学生と、幼稚園、保育所、老人会と総合的な何か催し物ができないものかなと思って、今回提案しました。今まで待っておりました。設備も少ないし、場所もないということで、やっと大きなまんのう町一体の、おまけに付属の図書館もでき、500数十名入る大きな食堂もできております。そういうのを契機に、この場所を利用して、私が今から提案します。恐らく、執行部の担当者は、もう既に考えておられることだろうと思っております。 琴南、仲南地区、また長炭、吉野、神野、四条、高篠、各地区の公民館単位で協議をする。バレーとか、一般競争、競技、運動会ですか、属に言う中学生がやっておるような運動会でございます。そういうのを各種団体等に問題を提起して、協議会を作っていただいて、検討していただき、地域の絆を深めるのはどうだろうかということで、提案させていただきました。 現在は、各公民館単位で文化祭、文化面の発表会は行われておりますし、年1回、合同の総合的な芸能、また文化面の発表会も行われております。 なぜこういうのを私があえて、執行部は考えておるだろうけど、私が提案したいのは、我々の地区、旧仲南、まんのう老連仲南支部の中において、役員さんが本当に奔走し、世話役は本当に大変だろうと思いますけど、数回、小学校の体育館を利用して、高齢者のスポーツ大会をやりました。本当にすばらしい大会です。笑いあり、滑稽あり、本当にテレビに、本当に取材に来ていただきたいような楽しい運動会です。ある方は、杖をつきながら、我々の大先輩ですけど、今日はどうしたんですか。何の競技ですかと。家でおってもつまらんがと、こういう機会を作ってくれたんで、せめて競技に出られんでも、みんなと顔を合わすのが楽しみに出てきたんじゃないと。昼弁当食べて、すぐ言葉を聞きました。これが本当にやっぱり地域福祉社会の根幹だろう、そのように思っております。 それで大会をやり、パン食い競争、本当に軽スポーツです。誰でもできるようなスポーツです。やはり、これを考え出して、実行し、社協の方も手伝つとるし、町担当の福祉関係の方も手伝いに来ていただいておりました。本当にすばらしい大会だなと思っております。お金もたいしてかからないし、また、一部においては、月に2回ほど、高齢者の方が自分で運転して集まって、準備運動をして、自分で、空気はもちろんですわね、自分でお茶を飲んで、自分で歩いて、皆と話をしながら2時間ぐらい町内を散歩する。これほどすばらしい行事は、全国でもあまりないと思います。それでまた担当の職員が気が利いて、先ほども言っておりましたが、野菜を食べて元気になろう、風邪引くな、ケガするなというのぼりを作っていただいて、皆さん歩いております。こんなこと、普通は本当になかなか行政マンとしては言いにくいことですよ。でも、やはりそういう担当者が一生懸命努力して、健康な社会、元気なまんのう町を作るというふうに努力しております。 そういうのにヒントを得て、結局いくなれば、各地区の選手、全員そろくと相当な数になりますけど、各地区で代表選手をよっていただいて、満濃中学で合同で協議をして楽しむ。
--	------	--

	三好議員	やはり過去にも敬老会という行事で、隣の大きなホールをお借りしてやっておりました。これも大きな意味があると思いますけど、前のほうと、下のほうとだったら、全然話もできない。私は偶然行ったけど、後ろのほうで、目が薄うて眼鏡忘れて、補聴器忘れて全然聞こえなんで、何見たかわからん。帰りにパンとおかしくれた、それだけ覚えとるというようなこともありました。ですから、やっぱり方向を変えて、各地区で敬老会をやれば、四条地区、吉野、まんのうずっと見学に行きました。本当に、今までは遠くて来れなかったけど、近くでやっていただいたんで、本当によかったと。ああ、あそこ若奥さんがフラダンスやっとなるわ、あそこの誰がカラオケやっとなるわと。あそこの奥さんが日本舞踊やっとなるわと、それなりに評価をいただいております。本当に楽しい雰囲気の中でありました。ですから、今度はやはりそれを町内に広げて、せっかく大きな金を入れた体育館、運動場があるわけですから。その日は1日楽しんでいただいて、老人会から若い層、そのそれからまた中学生、小学生、保育所、幼稚園一体となって交流を深めるのが一番いい地域づくり、まちづくりでないかなと、そのように思っております。 我々地区がやっておったのは、80名ほどの体協の役員がおりました。立派な方です、本当に。将来、地域を背負って立つ、若いバリバリの方です。その方が全部運営に携わって、結局、我々は朝8時頃に「おめでとうございます」と行けば、全てラインを貼って、全てバレーの場合はネット張って、用意ができておりました。そういう経験がありますので、ぜひとも約今8年ですか、合併して。特例債もそろそろ目の前に来ております。やはり、ここでもう一度、地域の絆を深めるために、そういうような催し物をやってはどうかというのが、まず1点目でございます。 ただ、これにヒントを得たのも、もう隣の丸亀市では、新しい自治会、新しい自治会を作って力をつけよう、地域の絆を高めようという大きな看板が出ております。行って見てみださい。反対の入り口には、どなたが書いたか知らんけど、全国に恥ずかしいような看板も出ております。この役場の庁舎の西の道路をずっと下がると、フジグランという大きなショッピングデパートがあります。その前とその向こうの信号の横に、新しい自治会を作って、絆を深めて、力強い地域を作ろうという看板が出ております。我々の地区はもう本当にずっと立派な自治会の伝統がありますから、いいです。それをやはり利用して、もう1回、この地域の絆を深める。でないと、最近の例として、こういう場で申し上げたら失礼ですけど、告別式の場合も、家庭でやって、近所でやって、皆が寄って、朝から晩まで世話をして、お世話して、本当に気の毒なかったな、元気なかったんな、いろんな話ができますけど、最近やはり、業者の方がいろんな場所を作っていただいて、本当に雨降るとか雪が降る、本当に助かっております。ですから、わずか1時間か1時間半ぐらいの時間で全て終わります。ですから、隣近所との絆が大変薄れつつあります。そういうことも、あるこの前の自治会長会でも、ある会長の方が提案しておられました。また、ある自治会においては、家を建てて来てでも、5年間は様子見なければ自治会には入れないと。ちょっとこう今の時代に不思議ななと思うようなところもあれば、家を建てれば、すぐ早く入ってくれ、早く自治会に溶け込んで、入ってくれと。我々常に申しているのは、自治会に入るときに、こちらが歓迎式典を
--	------	--

	三好議員	したらどうですかというようなことも提案して、現在やっております。そういう中で、やっぱりこういうようなスポーツ、運動、いろんなことを通じて、やはり1日同じ場所で楽しんで、絆を深めていく、これが一番地域の強いまちづくりでないかなと、そのように思っております。 町長また教育長、それと、社会教育課長ですか、おりますので、答弁をわかりやすく、お願いいたします。それが第1点目です。それによって、次の質問させていただきます。 多少、町長の施政方針の中にありましたけど、その前に私は通告書出していますので、町長の施政方針と多少ダブったところはあるかと思いますが、それは、御容赦いただきたいと思います。以上で、1点目の質問を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。
	大岡議長 三原教育長	教育長 三原一夫君。 三好勝利議員さんの御質問にお答えしたいと思います。 新しい町民体育館は、中学校の体育館として、また、スポーツ・文化・イベント・避難所等、多面的な利用を図ることを目的して、まんのう町民、誰もが集える施設として整備されたところでございます。 この度、条例におきましてスポーツセンターとして提案させていただきましたこの体育館は、主たる目的として町民各層へのスポーツの発信地であるとともに町の体力づくりや文化の核となる施設でございます。 この施設を利用して町民各層の生涯スポーツの推進を図ること、町民の交流を深め、住民相互の親睦とスポーツを通しての健康・体力づくりを行う動機づけを行うことが重要であると考えております。 ただいま、三好議員さんより新しい体育館の運営につきまして、公民館等を単位として競技大会・運動会を実施してはいかがかという建設的で貴重な御提案をいただきました。大変意義あるものと考えておりますので、各種団体等に提案するとともに検討して参りたいと考えております。 実施にあたりましては、対象とすべき競技の種類や競技内容、チームのエリア、参加チーム数・駐車場など検討すべき事項も多々あるかと思います。コンセンサスを得るのに時間を要する面もあるかと存じますので、幅広く御意見を賜りながら進めて参ります。なにとぞ御理解を賜り、今後とも御支援、御協力賜りますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。
	大岡議長 三好議員	11番 三好君。 2回目ですね。残り時間も少なくなりましたので、あと1時間ぐらい欲しいんですけど、そうもいきません。 教育長から本当に積極的な、前向きの答弁をいただきまして、恐らく、お前が今さらそういうこと言わなくても、それぐらいのことは、教育委員会、執行部で考えとるわと、恐らく皆さん腹の中には思っておられるでしょう。私、やはり自分の経験を通して

	三好議員	言ったままであって、ほんとうに良かったです。先ほど言うたようにね、あの方が何のスポーツに出るんだろうかと私聞いたら、この体で出れるはずがないだろうかと。皆がやっぱり270、あのとき聞いたら270、約300人ぐらひは体育館の中においでとった。もういっぱいです。やるのに、やはり地域の代表として出る方、やっぱりそれを見る方、手を叩く方、ほんとうにすばらしい発想だったと思っております。十分、地区の役員さんのほうへ、まず相談かけてやってみてください。 琴南地区でも同じような高齢者のスポーツ大会が、年1～2回行われておるそうでございます。それと、これを通じて、この年に1回、10月頃ですか、ちょうさのかきくらべ、この会場でやっておりましたが、今度、祓川に変わりました。ほんで、仲南地区の文化祭、それから琴南地区のことなみフェスタ、夏の盆踊り、夏の盆踊りなんか行ったら、あれだけ若い者がどこから出て来たのかなと思うぐらい、若い者がたくさんおります。盆踊り、私合併してずっと見学に行かしていただいております。本当に活気あふれる地域です。ですから、地域をもう一度再興してやろうと思えば、やれないことはないです。やらなければ何もできない。 町長の施政方針の中で、今までは継続するけど、これからはやる気をもってやるというような町の施政方針をいただいておりますので、ぜひとも、ちょうさのかきくらべ、それからかりんまつりとか、仲南地区の忠八公園のまつり、あのまつりなんかでも獅子が14～15集まって、20名ずつでも、300名の若い者があの地域で交流するわけなんです。これがやはり、将来、町を背負って立つ若い者ですよ。 それから、先ほど申しました体協の役員もそうです。今、立派な方が体協の会長に就いておられます。ぜひ、統一してやっていただけるものと、私はおおいな期待を持っております。ぜひとも進めていただきたいと思います。 それからバス、バスの便ですけど、その日は全町内バスを走らせて、デマンドタクシーも土・日が休みだけど、フルに活用して、本当に参加したい方は参加する。 また、せっかくCATVの20数億かけてインフラ整備をしとるわけでございますので、そういうなんで、やっぱり中継していただいて、各家庭でもやっぱり見れる。ほんとうに障害があつて、体が不自由で来れない方は、そういう皆さんが、町の活性化の行事を楽しんでいただく。 それともう一つ付け加えますけど、食堂が、大きな食堂ができました。我々が昔やったように、中学生が主体として、バザー券を全戸数に発行して、ほとんど1,000円ぐらひのバザー券は皆さん買っていただきました。その収益金でもって、部活動をやるとか、いろんな行事に使っておりました。やはり生徒も、やはり自分らで一生懸命働いて、一生懸命やって、多少なりとも自分が活躍した分の働いたお金で運動できるんだという、大きな社会教育だったです。中学生が、男の子がエプロン掛けて、「うどんですか、おでんですか。」、「いらっしやいませ。」、「ありがとうございました。」、「遅くなりました。」という、この基本的なもんですね。
--	------	---

	三好議員	それともう１点は、私は今年の出初式に行っとして、１月の６日だったですかね、感心したのは。ある方が野球部の生徒を２０数名連れて来て、管理棟に挨拶し、グラウンドに挨拶をしておりました。そういう立派な中学生もおるわけですよ。だれが連れて来ったかと言うと、やはりまたやらせになると言われては困りますので、我々については「おめでとうございます。お世話になります。」と、管理棟の方に挨拶して、町のサンスポグラウンドに対して一礼して挨拶して、そういう立派な考えの方も地域にあります。学生もおります。ですから、あれが悪い、これが悪いというのではなくして、悪いことばかりを先あげるのではなくして、いいことをやはり率先するようにして、やはり生徒に浸透させて、教育して、自分らのことはできることは自分らでやると、いうような方法も考えていただきたいと思います。 やはり、こういう伝統的なものは、かきくらべにしても、忠八公園のまつりにしても、それから琴南のフェスタにしても、やはり大事なことです。こういうのが地域の絆になって、いざ災害になったときには、全然顔も知らない、隣の人がどこにおるかかわらんというのではなくして、やはりそういう絆を深めるためにも、この近くの丸亀市では新しい自治体を作って絆を高めて、力強いあれになろうという看板が出ております。見てください。ですから、ぜひともそれを多分できると思いますけど、町長、教育長、そこんところ再度お願いしときます。
	大岡議長 三原教育長	教育長 三原一夫君。 今、三好議員さんからお話ありましたこの町に住んでいる人たちが触れ合い、常日頃から触れ合い、かかわり、そしてその中で絆を強くしていく、そういうことが日常的に行われるということが、町の力強さになっていくのだと思います。三好議員さんの物の考え方と言いましょうか、理念について大変協調するところがございます。以上でございます。
	大岡議長 三好議員	１１番 三好君。 積極的な答弁ありがとうございました。 ぜひとも実行していただき、地域の絆を深めて、もし何かあれば、地域がまず自助、共助、公助でございますので、まず、自助の点を力つけるという意味でよろしくお願いしときます。
	大岡議長	１番目の質問を終わります。 続いて２番目の質問を許可いたします。
	三好議員	１１番 三好君。 もう残り時間少ないですので、結局、質問は先ほどと同じ形で、質問は簡単にしますから、答弁は長く掘り下げて十分わかりやすいようにお願いしときます。 ２点目といたしまして、３町合併時に計画されておりました、仲南地区の幼保一元化、これが相当遅れております。これはわか

三好議員	ります。その間に地震が来て、耐震装置をなさいと言うて、どんどんどん耐震装置を、新しい物よりかは、今ある物を改造しなさいということになったのは十分承知しておりますけど、地域においては、やはり地域の名前が消え、ね、わかりますか。学校が3つあったのが1つになり、中学校がなくなり、保育所も1つになり、待望久しく、そのときの条件として、将来は、保育所と幼稚園を1つにしてやるというので、町民は納得しておるわけなんですよ。あれからもう数年経ちました。私非常に責任を感じて、夜も眠れない、最近心配して、本当に。皆に嘘を言う、嘘を言うのは中央政治だけでいいですよ。地方の我々は、第一線の議会は嘘を言うと次の議席が絶対に無くなるわけですから。中央の場合は、ころころころころ総合保育所やるっていうてみたり、やめたり、またやると。また最近の話では総合保育所をやって、できたら無料化にしたいというふうな大きな風船を上げていただいております。この風船をやっぱり自分のものするためには、早いこと、やはり絵を描いて、町長の施政方針にもありましたけど、今年、調査費を付けてやると。我々が聞いておるのは、26年の春にできるんで、26年の春から、新年度から幼保一元化に乳幼児が入るということで聞いておりますけど、その分、その計画はどのようになっていますか。十分深く掘り下げて、回答をお願いします。
大岡議長 三原教育長	教育長 三原一夫君。 三好勝利議員さんの御質問に掘り下げて、じっくりと御説明申し上げたと思います。 仲南地区総合子ども園（仮称）の整備、進捗状況について御説明してまいりたいと思います。 仲南地区には、皆様方御存じのように仲南東保育所、仲南東幼稚園、仲南北幼稚園の1所、2園がありますが、一部老朽化も進んでおりまして、合併当初より、その整備が急がれておりました。また、当時から、保育所と幼稚園を一元化した、時代のニーズにあった、幼保一体型の幼児教育施設を建設したいという地域の強い要望もございました。 町といたしましても、早急に建設に取りかかりたいと考えておりましたが、ちょうど満濃中学校の老朽化による改築や町立図書館、町立体育館の建設も急がれておりましたので、並行して大工事を進めるということができず、延び延びになっておりました。 町にとりまして、懸案事項でありました満濃中学校の改築や町立体育館、町立図書館等の新築も完成の運びとなりましたので、2回ほど仲南地区の自治会長さんのお集まりの折に、仲南地区の幼児教育施設の建設についての構想や見通し等を御説明させていただきました。8月に入りまして、香川大学の専門家や地域の自治会長さん、幼稚園長さん、保育所長さん、PTAの会長さん、教育委員さん、校長会関係者、行政関係者で構成した「仲南地区幼児教育検討委員会」を立ち上げ、10月より鋭意検討して参りました。 検討項目の内容は多岐にわたっております。幼児教育施設に対する、旧仲南町時代からの経過等も報告させていただき、地域における深い思いも理解してまいりました。また、幼保一元化を目指したものにするために、先進幼保の施設であります、長炭保育

三好議員	方の議会は言うばかりで、せななんたら、次は首になるぜと。本当ですがな。それだけ、私らやっぱり地域の議員は意気込んでこの場に臨んどるわけでございますので、ぜひとも、それは約束を果たしていただきたいと思います。今の教育長の答弁で、もうこれで十分でございます。ただ我々が聞いておるのは、26年の春には新入園児が入るということで聞いておりますので、そのへんは遅れをとらないように、ぜひとも、十分メモ取っといってください。これで、回答は結構です。次の質問がありますから。
大岡議長	2番目の質問を終わります。 続いて、3番目の質問を許可いたします。
11番 三好君。	
三好議員	3番目の質問に入ります。 本当に、時間が押し迫りましたが、あと追加はできませんので、3番目といたしまして、今、全国的にも問題、生活保護とか、いろんな福祉関係の手当と言うので問題になっておりますけど、本町でも障害者自立支援法による公判が行われております。第1回、第2回、第3回、公判が終わっておりますけど、その公判の経過と、また今後対応をどのようにして行くのか。地域の方々から見て、なるほどな、まんのう町はすばらしい町やの、やはり弱者に対する温かい手を差し伸べるとなと、通用する問題であるかどうかというのを、十分執行部の見解をお伺いしたい。まず1点目はそれです。よろしくお願いします。
大岡議長	町長 栗田隆義君。
栗田町長	三好議員さんの障害者自立支援給付を巡る裁判の経過と展望について、御答弁させていただきます。 裁判は、現在、月間360時間の支給のところ、911.5時間を求めるものでございますが、本町はこの10月から1年間の支給決定を移動支援の160時間から80時間にし、月間280時間に縮減する決定をしました。 9月の第2回公判における原告主張の一部をお伝えします。 たとえ、知的に障害があっても、住むところを親元でなく、施設入所でなく、自分の住みたい所、生活しやすいところで暮らすことが認められなければならない。 たとえ、本人の年収が年金しかなく、家族の援助がなく、経済的に余裕がなくても、生活保護やヘルパー派遣といった公的扶助によって支えられて生活してゆく権利は認められなければならない。 続いて、第3回公判に、原告団が提出した法廷資料の一部を読み上げます。 当事者主権とは、自分の身体と精神に対する誰からも侵されない自己統治権、すなわち自己決定権をさす。 私のことは私が決めるという最も基本的なことを、社会的な弱者と言われる人々は奪われてきた。それらの人々とは、女性、高齢者、障害者、子供、性的少数者、精神障害者、不登校者などの人々である。

	栗田町長	介護保険を例にとってみよう。介護は恩恵から利権へ、すみません。介護は恩恵から権利へ、措置から契約へと大きく変化した。どんなサービスを、いつ、どれだけ受けるかは、利用者本人が決めることができる。サービスの主人公はそれを提供する側ではなく、それを受け取る側にある。 障害を持った人が、必要な助けを必要なだけ得られる社会は、どんな人も安心して生きてゆける社会だ。 障害者に問題や障害を抱え込ませた原因は、社会の仕組みの側にあるのだから、それを補填する責任が社会の側にあって当然だろう。 もっとも大きいニーズを持った者、最後の一人に合わせて制度設計をすれば、他の人々にとっても生きやすくなる。最大多数の最大幸福を基準とするような公共性の理念を組み替えなければならない。 このように、主張されておるところでございます。 また、原告の第3回公判後の記者会見場には、「施設解体」の横断幕が張られており、本裁判の意図は原告のためだけでなく、こうした主義主張に基づく社会保障の変革を求める一種の社会運動であると見るべきでございます。 この公判での本町の主張は、障害者自立支援法や精神保健福祉法の政府審議会の経過や国会質疑、あらゆる政府通知や公的資料を検索して、合理的根拠を調べた上で、本件の事情に通じた専門家の見解に沿ったものでございます。 第1に、家事援助は、内閣府の社会生活基本調査によれば、ひと月に家事のために要する時間は61時間であり、65時間の支給はほぼこれと見合います。 第2に、身体介護は、平成19年の独居以降、今回の弁護士団が加わった訴状の変更までに増額請求は皆無だったし、生活状況や健康状態に顕著な変化があった主張も事実も無く、主張の理由に疑問があります。 第3に、移動支援は、健常者が余暇にかける平均の38時間からすれば、80時間の支給は緊急対応の可能性も視界に入れた十分なものである。運転手への介護給付は現行制度上無理であり、生命身体への直接的な影響も無いので、無制限に支出すべきでなく、専門性を持った介護士であれば一人の対応で十分です。 何よりも、原告が介護士と同居生活を送り、周囲と隔絶した日々を送ることは、決して御当人の資質向上にはつながっていきなと思います。そして、障害者自立支援法は、ヘルパーとの共同生活を想定している法律でないことを裁判官にお伝えしています。 そして、当方は、決して揺らぐことの無い骨格のみ提出しました。 このように、原告と本町は大きく食い違っていますが、原告本人へのケアは裁判が終わっても必要です。判決は支給の決定の目安は出しますが、裁判所はその個別具体の支給量まで立ち入らぬことが多いようです。判決に基づいて、行政は最適ケアを実現する責任があります。刑事事件であれば、強制措置をとれますが、社会福祉の運用では、個人の同意は欠かせません。裁判後こそ、
--	------	---

	三好議員 大岡議長 竹林福祉 保険課長	うに捉えておるか、ちょっと担当課長、かまんですか。担当課、ちょっと答弁。 福祉保険課長 竹林昌秀君。 まず申し上げるべきは、ただいま係争中のことでありまして、どの程度お伝えすべきものか、非常に慎重な対応が求められると思います。原告の個人情報保護と人権への配慮もなすべきでありまして、この一般質問への御答弁は、限られたものとなることをお断りせねばならないと思っております。 全国各地にこうした類似の先行した裁判があり、現在係争中がございます。つい2月4日には、北海道で高等裁判所でもありました。そして、隣接の愛媛県も間もなく裁判になるものがあります。こうした原告団は原告団で、被告は被告相互に、こうした全国的な情勢の中で対応を図るべきと思っております。 何といても、こうした支給量が10数時間になった時に、どこも裁判になっております。和歌山県では、1日21時間以上、1日10数時間になったときに、大抵裁判が起きて、21時間以上という高裁判決が出ております。北海道では、原告の主張を退けて、10時間少し、市役所側の主張を認めた判決が出ております。全国の判例はただいま真つ二つです。 知的障害者においては、本町が最先端事例であり、全国には症例はございません。これまでのところは難病抱えていたり、生命、身体の安全を確保する上で、不可欠の要素があったことも事実です。 それから、いたずらに法定が延期されて、人身の安定を欠くことへの配慮から、市長が決断し、上告を見送った経過もあります。そうした中で、今後の展望図らねばなりません、現実問題としては、総合支援法は重度知的障害者の見守りの支給を認めております。これが新法の運用方針でありまして、3月11日に、香川県が障害者総合支援法への移行に係る説明会を開きますので、これを聞けばですね、私どもの対応の中身を具体的に考えられるだろうと思っております。 そして、この法廷を維持するのは、私どもは初めて第3回目に主張を述べました。そして、これの抗弁が4月16日にあります。これでお互いの主張は、ほぼ7～8割がた明らかになるだろうと思えます。その後、何があるかということその証言の裏づけです。何の根拠を持ってそれを言ってるのかという、お互いの根拠を否定し合う論争に入ります。こうしたときに法廷を運用をする時には、証言者の確保であります。 私は宿直中に職員がくも膜下出血で亡くなったのを、労災認定するのに4年格闘しました。宿日直者からの証言を得ることがいかに困難であったか。自分が当事者となることを恐がる気持ちは、誰にでもあります。法廷に誰が証言者として来ていただけるのか。これは、町長と議会が結束してですね、本町の姿勢が一貫した安定した揺るぎのないものであってこそ、証言者の協力を得られるのであります。この体制維持が何よりも公的な責任だろうと思っております。 そして、弁護士の先生は、いかなる団体の弁護もいたします。依頼人の利益のために、弁護士のスローガンでありまして、弁
--	--	--

	竹林福祉 保険課長 大岡議長 三好議員 大岡議長	護士の先生はどこからも信用されるとは限らない。公的機関への調査研究、種々の対外折衝は町役場がやる方がうまくいきます。弁護士の中には土俵の上にのぼっていただき、リングの上にのぼっていただき、闘争をやっていただく。それに必要な資料入手、調査研究、対外的な連携体制は、本町が取り組むべきものと思います。こうした中で、今後の姿勢を議会に相談しながらですね、確固たる合意形成の下に進めることが肝要であると申し上げたいと思います。 従来、公的に認めていたことを撤回することは非常に難しい。合意的根拠を原告、被告共に双方出し合いますが、双方ともに苦心惨たんであることは間違いありません。障害者の現状をどのように掌握し、理解するのか。私どもは、生活指導員に時折訪問していただいて、原告の暮らしぶりを掌握し、障害者自立支援給付が、原告の生活の向上のために、いかに役立っているのか。これを掌握した上で、対応したいと思っております。 そして、私たちのこの10月からの支給決定は、1年分の介護日誌を職員たちで点検し、県を代表する専門家の指導を受けて、作り上げたものであります。非常に限られたお答えしかできませんけれども、これくらいで御理解を賜ればありがたいと存じます。 11番 三好君。 これ3回目かな。ちょっと時間が足らんけど、まあ規定は規定ですけど。 町長、それから担当者によって、非常に議事録に残るし、電波が流れておりますから、非常に対応はしにくいことは十分わかります。ただ、こういう結果が今後持続されて、皆さんから納得がいかれ、理解が得られるかということを初めに私が質問してあるはずです。それが回答になってない。 先般もあったでしょうが。グアムで暴漢に襲われて、子供を助けるためにお母さんが体をていして数箇所刺されて子供は助かった。お母さん亡くなった。 つい昨日も、猛吹雪の中でね、子供さんは十分なジャンパーを着とったけど、お父さんは車で行ったから薄いジャケット1枚。そのジャケットを脱いで子供に被せて、自分は亡くなっとなですよ。それが親子の関係じゃないですが、親子の。 今、町長が言われことと、担当が言われたこと、十分わかりますよ。それだったら、あと時間がないけど、私が申し上げること、この場で約束してください。このまんのう町においては、障害者年金、高齢者福祉年金、その範囲内で暮らしてる方が何件かあります、ね。そういう方において、絶対に日本全国であっちこっちで報道されておるように、行ってみたら、水道が止まっておった、ガスが止まっておった。電気が来てなかった。冷蔵庫は空っぽになっとなったという、そういうことは絶対に出してはいかん。本町の場合は。今の答弁だったら、この約束をしてもらわん限り、今日の答弁終わりませんよ。町長と担当課長。ちゃんと責任持って答弁。ちゃんと言うたことに責任を持って答弁してもらわな困る。 福祉保険課長 竹林昌秀君。
--	---	--

	竹林福祉 保険課長 三好議員 竹林福祉 保険課長 三好議員 大岡議長 栗田町長 三好議員 大岡議長	現行給付を継続することを住民が容認していただけるだろうかと、そういう御質問かと思いますが、行政の給付決定というのは、政府の基準に基づき、県内の運用指針に基づき、長い間の蓄積でございます。急激に手のひらを返す決定をするということが、いかなることになるのか。行政は、従来積み上げてきた継承で辛うじて成り立つものでありまして、方向転換をするときにはその方向性を示し、同意を得られるようにし、協議の上、具体決定をする。時間のかかる決定をせざるを得ないものであります。 これまでの支給決定は、先ほどの町長の答弁で述べました家事援助、身体介護、移動支援の3つにおいて、それなりの根拠を私どもが見つけたものと合致いたしております。大きな政府の法なり、運用基準の改定がない限り、従来の蓄積に立った運用以外、選択枝を見つけるのは、難しいかと存じます。 なお、被告である本町が、一方的に本議会において説明するだけでは公平を欠きます。原告が、双方の主張を示したものがありますから、本日、後ほど配布いたします。原告の主張もよくよくお読みいただき、私どもの主張と比較してですね、公平で、客観的な住民代表としての御判断をくださるようお願いを申し添えたいと思います。以上でございます。 1つ答弁ができとらんが。生活者を餓死させないと。生活弱者を。それが一番肝心じゃがな。 それについては、明確にお答え申し上げたいと思います。 いかに国民健康保険税の滞納があろうとも、家族を抱えたような人から短期証を奪うようなことはいたしませんし、生命の尊厳、身体の安全、これについては、最善を尽くす所存でございます。以上でございます。 もう1つ抜けとるがな。逃げ回らんで、ちゃんと人の質問に答えんかい。福祉年金で生活しとる者を餓死させないということをちゃんと、この前で明記せないかんがな。質問してあるがな、私が。 町長 栗田隆義君。 先ほども課長からもお話がありましたように、その年金云々にかかわりませず、まんのう町の住民の方には、そういうことは絶対ないようにしてまいります。 ありがとうございました。さすが町長や。頼むで。 11番 三好勝利君の発言は終わりました。 ここで、議場の時計で14時40分まで休憩といたします。 (休憩 午後2時23分) それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。 (再開 午後2時40分) 引き続き、一般の通告がありますので、これを許可いたします。 なお、関洋三議員の質問は、一問一答方式での申し出があります。
--	--	---

	大岡議長 関議員	6 番 関洋三君。 1 番目の質問を許可します。 議長の許可をいただきましたので、持ち時間 30 分の規約において、3 つの質問までできるという申し合わせに従い、ただいまより最初に、孤独のまま死亡する孤独死の対策についてと、2 つ目に教育方針についてと、最後の 3 つ目には道路行政についてを質問させていただきます。まず最初に、孤独死撲滅対策についてお伺いします。 孤独のまま死亡する孤独死とは、ひとり暮らしの人が誰にも看取られる事無く、その人の住居内で、生活において突発的な病等によって死亡するケースが孤独死や孤立死と呼ばれています。社会的孤立のために、住居内で亡くなった後、他の人に気づかれず遺体があるままとなったケースにおいては、孤立死とも表現されておりますが、どちらにせよ大変痛ましい事案であります。最近町内でも、何件かの孤独死が発生しております。しかしながら、私自身事件発生までは、実感として、孤独死に対する問題意識はまったく感じておりませんでした。孤独死などは都会で発生するもんだ、田舎の町では起こりうることはないと信じていましたが、残念なことに、我が町でも発生しました。それによっていくつかの問題点が浮かび上がっています。もしかしたら、自分が孤独死された部屋の中にいたとしたら、亡くなられた方の人生や死に至る経過や思い、そして、もし本人から SOS がいただけていたら、そして、もし誰かが気付いていただけていたら、救えた命ではなかったかと考えた時、非常に残念に感じたところであります。また、以前はひとり暮らしであることを孤独死・孤立死の定義とされていましたが、家族に看取られない死は、ひとり暮らしの高齢者に限らず、老々介護の中で疲弊した介護者と要介護者、また重度の障害をお持ちの方の介護者と要介護者がともに亡くなられるケースや、同居親族が数日家を空けている間に亡くなられるケースなど、高齢者の孤独死・孤立死は、必ずしもひとり暮らしに限定されるものではないと考えられています。そこで、地域住民の安心・安全を預かる町行政として孤独死をどのように受け止め、どのように対応されているのかをお尋ねします。高齢者が、孤立化の危機に直面されておられる現状の中、核家族型に大きく変化した日本の家庭は、子供が独立すると夫婦二人だけが残される反面、平均寿命の伸びがこれに加わって夫婦二人、またはその後一人という世帯が増加し、その期間も長期化することとなります。また、身体的衰えから地域や社会活動に参加せず、孤立した暮らしになってしまうようです。事実、昨年の秋に開催された敬老会の欠席者を調査してみると、会合には全くといっていいほど興味を示さないひとり暮らしのお年寄りの方もいました。非常に早い速度で高齢化が進むとともに、単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加が予測されます。今後、高齢化とともに地域力の減退が進むことにより、人と人とのつながりが疎遠になってしまい、都市部の話だと思っていた無縁社会が広がり、孤独死が今後増えて行くことを危惧いたします。孤立した生活が一般的となっていく中で、孤独死は誰にでも起こる危険性がある事柄になりつつあると思われます。悲惨な孤独死を防止するためには、人と人とのつながりを持った温かいコミュニティを目指すとともに、高齢者を含めて地域を構成する全ての人が、さまざまなネットワークを通
--	------------------------	--

	関議員 大岡議長 栗田町長	じて、見守り・声かけを支援する必要があると思います。自治会や社会福祉協議会でも対応を考えるべきと考えますが、行政としての真剣な対応と、さらなる取り組みが必要と考えます。戦前・戦後を通して懸命に働き続け、今日の日本、そしてこの町を築いていただいた人生の大先輩に報いるためにも、悲惨で残念な孤独死を防ぎたいと思うのは、私だけではないと思います。町長のお考え及びこれから考えられる施策についてお伺いをいたします。 まず最初は、以上でございます。よろしくお願いします。 町長 栗田隆義君。 孤独死をなくすための対策についての、関議員さんの御質問にお答えをいたします。 関議員さんは、先日、御近所のひとり暮らしの方が見えないことから、警察の立ち会いの下に、家に入っすでに亡くなっていることを発見して、種々の地元対応のとりまとめに奔走されました。尊い御対応、心より敬服申し上げますとともに、誠にありがとうございました。 こうした出来事に出くわすと、縁者や近所の方の気は重いものとなります。しかし、家族と同居していても、死に目に誰でもが立ち会えるものでもありません。 孤独死は死亡後7日間を経過しているものを統計化しています。この基準には多々御意見はあろうかと存じますが、本町では、まだまだ御近所の様子を皆様が御承知いただいております、該当する件数は極めて少ないと思います。 しかし、このような事案を未然に完全防止することは残念ながら大変難しく、できる限り異常を察知できる体制づくりを目標に掲げるのが現実的かも知れません。 本町では、社会福祉協議会が国土交通省の施策により手がけている、命見守り集落協定が、5年目を終えようとしています。日常の暮らしの中で、見守りと声かけを行って、個人情報保護法の欠陥を克服しようとするものであり、日々の安否確認を可能な範囲で行うものです。今年度は60協定が結ばれて4, 138人で、1, 289世帯が集落協定の下で、炊き出しや地域福祉マップの作成をしています。これは災害時の早急な安否確認に直結します。費用は、一世帯当たり1, 164円、一人当たり362円の運用となっています。 これは、孤独死の防止だけでなく、自殺や児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の予防や早期対応を図るための総合施策となっています。いくつかの集落協定が成り立つとか、集落の何パーセントに浸透するとかを観測することではなく、公的に住民へ常にお互いの助け合い、人々がつながり合って日々の暮らしを送ることの重要性を啓発し続けること、住民に共生社会の方向性に導き続けることが肝要です。 本町は、安心安全生活ネットワーク基金条例を制定して、この集落協定を支える資金を、安定して供給する体制を整えました。
--	---------------------------------	--

	栗田町長	この集落活動と公的機関がつながるように、安心安全生活ネットワーク会議を開催しています。平成２３年度を皮切りに、今年度は二度の開催で、そのうち一回は徳島県美馬市小屋平へ調査に赴きました。社会福祉協議会、民生児童委員、自治会、警察、消防、保護司、社会福祉法人、包括支援センターなど、町の関係課が連携して手立ての研究を進めようとしており、内閣府の政府広報テレビで報道されたり、岩波書店の単行本「新たな公共を支える人びと」に取り上げられるなど、全国水準の評価を得ています。そして、観音寺、三豊市、高松市に出向いて事例紹介を行い、県の一人暮らし高齢者事業のメニューは、本町の事例を県が取り入れたものであり、すでに対外的な影響力を発揮しています。 この課題は、意識の高い世話役のいる集落は一巡して、次の段階にどのように推進してゆくか、ここを乗り越えることです。できる所から、まとまる集落からできることを、同意できた方々と任意性に委ねる手法であることから、住民啓発が重要になってきます。 なお、今年度は、敬老会を地元開催に持ち込みましたが、御案内、参加確認、送迎、祝賀品のお届けを通じて、見守りと声かけを行うことを主目的に掲げました。その趣旨が住民に浸透しており、参加された人々たちが運営する世話役方に感謝し、心が通じ合う循環を育みつつあります。 さらには、県の一人暮らし高齢者対策事業を導入して、介護認定を受けていない方、不安定な生活を余儀なくされている方を訪問する非常勤職員を任用しました。１０月から巡回し始めて、４か月間で２３９回の訪問を行い、民生委員や社会福祉協議会と協調し合うことが軌道に乗りつつあります。 また、町内では緊急通報装置が２２５軒で稼働していることも忘れてはなりません。 次年度には、民生委員さん６８名と福祉委員５７９名が相談し合い、情報交換を円滑にするための会合を開く段取りができています。これらは、あくまでも相互の助け合いであり、義務も責任も負わない活動です。地元で民生委員さんが活動しやすくなるような環境の醸成が主眼の目的です。共生社会に向けて、住民の共助の意識をどのように育んでいくのか、気の長い啓発を継続すべきです。
	大岡議長 関議員	議員各位にはこうした地域福祉の趣旨の御理解をお願い申し上げ、関議員への答弁とさせていただきます。 ６番 関洋三君。 思いがけなく、答弁の当初で事例を発言いただきまして、恐縮しますけども、私、感心する事が１つありまして、今まで知らなかったことなんですけども、実は２年ほど前にも、近くでそういうような事例がありまして、直接かかわった話ではなかったんですけども、その時初めて知りました。 住民の安全を守るのはもとより、町外の方ですな、例えば遠いところから来られて、やむにやまれず、亡くなられたという方の最

	関議員	後までの引き取り手がない場合のかかわりにつきましては、やはり、こちらまんのう町でありましたら、まんのう町の担当課、すなわち、福祉にかかる課が、課の職員が片付けるというか、最後まで面倒見て、かかわっていくということを初めて知りまして、ちょうど2年前にもそういう事例がありまして、それでそれを初めて知ったわけなんですけども、そういうことを知りますと、大変な仕事やなと感じております。 ここで、このような話して、本会議で参加させてもらう中にも、よくよく考えてみると陰ではすな、そのような、あまり表に出ないですな、いろんな取り組み、仕事等があることに感心しております。 そういうことを知るにつれ、まさか自分とこの近くでそういうことはありえんと思っと思ったのがですな、先ほど御案内のとおり、そのようなことが発生して、これはちょっと待ってよという中で、勉強していかないかなという中で、今回質問の一端にさしてもらったんですけども、全国的にいろんな、今情報化ですから調べてみますと、私が心配しとる以上のものが、今全国で心配と同様に取り組まれているという現状を知るにつれ、大変驚いております。本当に孤独死、孤立死いうんは、全然うちの町とは関係ないと思ったのが、どうも勉強すればするほど恐ろしくなってくるというような状況です。人口の推移から見ても、やはり可能性の高いということもあるし、実際このような事例が出とるわけで、そういう中で、答弁の中に、それなりに要点、要点言うていただいたので、再質問の用意すべきものは出とったように思うんですけども、そういう中で1つですな、短い時間の中に、お話をさせていただきますと、これも私は知らなかったことなんですけども、要綱、条例と要綱がありまして、条例というのは、私のほう、議会のほうに出ますのでかかわり持ちます。ただ、要綱というのは、議会に出てない場合もありますので、知らなかったということで済まされん話なんですけども、私が済まされん話なんですけど、まんのう町生活指導員運用要綱というの、いろいろひも解いてみますと、これはホームページから見たんですけども、平成24年10月1日告示第92号とうっ立てております。先ほど来の何か、前の質問者とかの答弁の中にもちょっとあったようにも思うんですけども、生活指導員という名前の言葉の引用ですな、そういうこと。 それとまた、私は総務委員会ですから、教民の方で、教育民生常任委員会のほうで説明があったかどうか、ちょっと私傍聴してないのでわかりませんが、そういうこと、私にとっては知らなかったことが、今回勉強していく中でありました。 それと、本要綱は居宅への訪問を行い、生活指導及び生活相談をより効果的に行って健康の保持、孤独死、虐待防止及び自殺の予防を図り、生活の安心及び安全を確保するために、生活指導員を設置するということでございます。 大変これすばらしいことで、早くから取り組まれとったらよかったのではないかと思うぐらい立派なものと思いますが、これについてよりもっと詳しく、ちょっと担当の方でも構いませんけども、町長でも、担当の方でも構いませんけども、説明いただいたら、よりまだ勉強しやすくなるんでないかと思ひますし、広く住民にまた周知できるんでないかというように思っております。
--	------------	---

	竹林福祉 保険課長	願いしたのでは、民生委員さんの負担も大きい。そうした制度のすき間を埋めるものとしてですね、私どもの課が窓口業務をして、支給決定をし、国・県に文書を出す仕事だけしててよいのだろうか。地域の中を歩み寄り、私たちのセンサーとなる活動をすべき体制を組まないかん、こういうことであります。 よって、県に御相談申し上げて、高齢者を中心にしますが、自殺防止も、虐待の早期発見も、孤独死の防止も、全て地域社会を巡回して掌握する体制を整えたい、これでよろしいかということで御了解いただきました。この活動実績、1名ですね、去年の10月から、10月に25回訪問していただいてまして、11月に56回、12月87回、だんだん、だんだん民生委員さんや、社会福祉協議会や、地域の方と人間関係ができてきて、円滑にいきだしたと。そしてですね、2月末で301回、その中身は295回が高齢者で、障害者が6人です。生活保護の方なんかのちょっと心配な方も見に行ってもらってもいいですね。民生委員さんからすると、私たちのだけで行くよりも、町が一緒に来てくれたら、やっぱそれは違うと言います。 社会福祉協議会に、自治会に、命見守り協定にといつて対外的に頼むばかりでなくてですね、私どもが直接掌握する体制をとれば、全ての施策が万全に機能することはないんですけども、多層、重層、複合的にですね、この安全度を高めるといってございます。 こうした運営要綱、最初に来てくれる人が大事でしてですね、非常にスーパー主婦で、食品衛生法も、税金の申告も、年金のこともわかる、職員の人事福利厚生をやってたベテランの介護士さんでしてですね、非常に力強い活動していただいております。1人うまくいくと、またそれが必要になればですね、種々手当を組むことができます。以上、現状と。 (予算はどこで) 予算はですね、予算書に一人暮らし高齢者事業の中にありまして、1人分、お1人の支給金額がわかりますので、本会議ではちょっと失礼させていただいて、予算書の中にきっちり非常勤職員としての、本町の規則にのっとった金額が載っておりますから、それはまた後でお伝え申し上げます。以上でございます。 大岡議長 関議員 6番 関洋三君。 私また何人かおいでるんかと思ひよったら、今聞いたら、まだ今のところ1人ということなんで、そこでちょっと予算にこだわってお聞きしたんですけども、現実の話をしていただいたので、それで結構だと思います。 大岡議長 時間がないので、2つ目の質問に入らせていただきます。 1番目の質問を終わります。 続いて、2番目の質問を許可いたします。 6番 関洋三君。
--	----------------------	---

三原教育長	の英語が今よりもさらに進んでいくであろうという指摘がされております。私もそれは、そういう方向にあるのは事実でないかというふうに思っておるわけでございます。そういう点を考えますと、まんのう町におきましても、来年度から実施を希望した小学校3校を対象に、小学校低学年からの英語学習を試行していきたいというふうに考えております。これは、現在小学校の5・6年生においては学習指導要領に明記されておりまして、教育課程上に位置づいておるわけでございますが、1年生から4年生につきましてはまだ進んでいない、学習指導要領にも明記をされていないわけでございます。そういう状況にあるわけでございますけれども、英語の早期教育に対するニーズは国内でも高まっておりまして、全国で1,700校もの小学校が取り組んでいる現状がございます。文科省でも小学校低学年からの英語の必修化に向けて、来年度から専門家会議を設置し、効果的な指導法について検討を始めるそうでございます。 まんのう町も平成26年度には全小学校で小学校低学年からの英語学習を開始し、コミュニケーション能力を教育課程の中に、あるいは指導法の在り方などを、この3校の実践から分析し、平成26年度以降の全小学校での実施に生かしてまいりたいと考えております。 また、来年度には国際交流協会とも連携し、モデル校となる3校の小学校高学年を対象に英語キャラバン隊がまいる予定でございます。英語キャラバン隊は、普段、英語の指導にあたっている国際交流員に加え、数名の海外の方や地域の英語が堪能な方から構成されております。会話に楽しくチャレンジする機会を位置づけることで、実際に学んだことが使える喜びを子供が味わい、英語を学ぶモチベーションを上げることがねらいでございます。この教育活動を広げることができればというふうに考えております。 こうした施策により、グローバル化した社会で活躍する人材をまんのうから多く輩出できればと願って、夢を大きく持っているわけでございます。よく、英語、英語と申し上げますと、もっと日本語が大事ではないかという御指摘はいただくわけではございますが、これは割合から行きますと1,000分の1%ぐらいな割合になりますので、できましたら、もう少し時間を増やして英語力をつけていきたい。中学校を卒業する時には、日常の英会話がまんのう町出身の中学生にはできるような、そういうことを施策として進めていきたいというふうに考えております。御理解をいただきたいと思います。これが1点目でございます。 それから、次にコンピュータをはじめとするICT、これはインフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジーというふうに訳されているICTでございますが、これに関する教育についてでございます。各学校では、子供たちが情報を活用する力やコンピュータを操作する能力、それから非常に重要な情報モラルなどの態度を発達段階に応じて系統的に育てるため、教育計画を作成し、それに基づいて授業を行っております。現在、月に2回ベネッセコーポレーションのICTサポーターが各校を巡回しており、担任とチームティーチングを組んで子供たちの指導にあたっております。子供たちの能力も高まっており、一太
-------	--

	三原教育長 大岡議長 関議員	郎スマイルを使って交流した方にお手紙を書いたり、デジタルカメラで撮影した画像を取り込み、レポートを作成したりしております。小学校高学年ではプレゼンテーションソフトの使い方やホームページ作成の基本的な知識を学んだりしております。 今回、P F I 事業に関連して、コンピュータだけでなくアイパッドが各小・中学校に新たに配備されます。来年度はこうした新たな機器を楽しく使いこなせる能力を、子供たちに培ってまいりたいと考えております。 関議員さんがコンピュータを学ぶのに大変御苦労した。そういうことが今の子供にないように着実に指導してまいりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。 6 番 関洋三君。 はい。ありがとうございます。教育方針の中での、その一端として、英会話そしてパソコンというのを取り上げて、質問させていただきましたが、答弁いただいてよく分かります。 それで国語が大事か、英語が大事かという議論というのは、もう過ぎ去った話でないかというふうに思います。当然、国語は一番に大事な話ですけども、そう言いながらも、大人社会では、例えばこの中でも、先ほど町長のほうからは、スクールソーシャルワーカーとか言葉いただいて、聞いているたくさんの人も、わかる人はわかるし、わからない人はわからない。それが現状なんですわな。そして、ノーマライゼーション、これも、わかるとる人はわかるとるけど、わからない人のほうがやっぱり多いんでないかなと。何気なく使っとなですわな。だから、それに追いついていくしかないんですわな。だけど、それにあわせてやっぱり P F I とか、私もいつも言うんですけど、これパブリック・ファイナンス・イニシアティブというのは、やはり民間活力、何とかっていうて説明せんと、やっぱりわかりにくい面もあるので、そういう配慮はやっぱり大事なんであって、その配慮を欠くと、やはり英語ばかり先行してどうなんやというようになるので、そこらやっぱり難しいところですわな。そういうことで、皆でやっぱりその英語の一つも、英語のイニシャルも覚えていくという気持ちがいよいよ大事ですわな。そんなことを勉強させていただきました。 そういうことで、私は1年前に「コングラッチュレーション エブリワン テイク ケア」、これを2回言うたんです。中学校の体育館で。知っとる人は知ってますけども、出席された方はわかると思うんですけど、出席されてない課長もおられますので、簡単に説明しますけども、私ら行きますと来賓ですから、一言だけ紹介していただきますので、一言だけ、それを発することができて、私は「コングラッチュレーション エブリィワン テイク ケア」ということ言うと、そこらにいた人が、生徒が笑うんですわな。教育長にお願いします。ぜひ笑わないように、これが当たり前の教育にいち早くやっていただきたいと、こういう話をするとわかりやすいんでないかと思って、1つ例を出しました。 さて1つだけ、ひとつ厳しい話になるかもわかりませんが、質問させていただきます。 教育方針ですから、その中にはいろんなことがあって、町長からも施政方針を先週いただきました。週末に。それでわかるんで
--	----------------------------------	---

	三原教育長	名というのは、文科省の公立学校の標準に関する法律では複式学級になります。それから、琴南中学校の1年生につきましては4名と10名で14名になるんですが、入学する1年生を含んでいる場合には、8名以下で複式になるというわけですので、中学校においては複式はございません。それから、琴南小学校の2年と3年が16名になるということで、法律からいきますと、複式になるわけでございますけれども、まんのう町教育委員会としては、1人の加配を付けて、そこを単式の学級として運営をする予定でございます。今のところ、そういうわけで、複式学級というのは、まんのう町には今のところ、来年度存在をしないという方向でございます。 それから、今、先ほどからお尋ねにありました、非常に規模が小さくなったことに対する危惧については、私どもも関議員さんと共通した課題を抱えておるわけでございます。これは少人数であれば、利点もございます。それから、マイナス点もございます。そういう点を勘案しながら、今後どういうふうに改善をしていくか、どんな政策が打てるのか、そういったことについて、教育委員会、教育委員さん方とも、十分議論をしながら詰めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。 6番 関洋三君。 ちょっと申し訳ないんですけども、ちょっとでも理解がしにくいんですけども、そういうことで議論はこれ長引かしてもいかなので、私の気持ちを再度申し上げたら、やはり今の中学生は、私は中学校を出て、よそへ出たもんですけども、今の時代の子はほとんどが高等学校へ行きます。そうすると、やっぱり高等学校に行くとなんか競争力ですわな。1桁の人数のクラスいうんは、まずないですわな。募集してやるわけですから。そういうところで、競争力が、4人の良さもあってでもですよ、やっぱり、高等学校行くんやから、端的に言うとその一つだけでもやっぱり心配になるということは、私が言うべきもなく、教育長わかんと思いますので、ひとつそういうところで、これからの課題になっていきます。 これは、もう来月はや入学式があるんですから、これを何とか、かんとか言うより、次の今の5年生ですわな、次6年生になる子がそれも1桁というようなことなんで、当然もう1年したら、今以上に大変な状態という心配事が起こる予想があります。1年後ですから、選挙も絡んできます。そういうのが1年後でないかというように思っておりますけども、そういうことで教育長、しっかり対応していただきますようお願いしたいと思います。 次の質問に入ります。 2番目の質問を終わります。 続いて、3番目の質問を許可いたします。 6番 関洋三君。
	大岡議長 関議員	
	大岡議長	

	関議員 大岡議長 栗田町長	はい。それでは3つ目の質問に入ります。最後になります。すみませんけども。 次に、道路行政についてお尋ねします。我々住民は道路を通して移動します。その道路の恩恵を感じて通る人もおれば、何の感情も持たずに当たり前のように通る人もいます。いずれにしろ道路は先人たちが残してくれた大きな財産です。車社会において、地域の発展には道路は欠かせないものになっております。そうすると人口の増えている地域において、その道路計画が追いついているのかを検証してみることも重要になります。私の住む高篠地区で、1つ例をあげれば南北に走る県道は4本、西から県道丸亀三好線、県道まんのう善通寺線、県道炭所西善通寺線、県道長尾丸亀線の4つの線ですが、東西に延びる県道は丸亀市を境に、県道岡田善通寺線のみで、他には東西に向かうのは狭い町道が何本かあるだけです。南北に延びる県道が4本あっても、それらにアクセスする道路が少ないにもかかわらず、今は団地等の開発が進み、そのような地域が構成されております。道路整備が遅れたまま団地化が進めばどうなるかは、例えば隣の市などを見ればよくわかります。後のまつりとならないように、団地開発が予定される場所には、十分な道路整備計画を立てて進めていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。新しい住居が増えそうな場所には公共投資をしっかりとやっていく。新しい首相の、そして新しい政権の経済政策と言われているアベノミクス、すなわち三本の矢と言われる財政出動、金融緩和、成長戦略等々に対して、新年度予算ではどのようにかかわっているのか。また、道路行政についても進展を見出すことができるのかを尋ねてみたいです。住む人の増えることは町の力です。人口増加に対する公共投資、即ち社会資本の投資を、今後どのように考えておられるのか。あわせてその中でもしっかりと道路整備計画を作成するよう強く求めますが、これらについてのお考えをお伺いします。以上です。 町長 栗田隆義君。 関議員さんの3番目の質問、現在の車社会に対する道路行政についてであります、 町内の道路網の現況を見えますと、町道が約417キロメートル、農道が約159キロメートル、林道が約99キロメートルとたくさんの道路がある訳であります、十分な維持管理ができず、住民の皆さんに不便をかけておるのが今の状況であります。 現在の車社会においては、無くてはならないのが道路であり、特に大切なのは、生活に密着した町道等の整備や維持管理を行う必要があると考えております。 関議員さんの御指摘のように、高篠、四条地区においては宅地開発が進み、人口も増加している状況であります、その開発に合わせた道路整備が行われているとは思われず、御不便をかけている地域があるかも知れませんが、宅地開発については、一定の条件が整えば農地転用など、許認可が受けられ開発が進むわけではありますが、現在の道路整備の状況については、公共施設周辺を主として整備しているのが現状であります。 関議員さんの御指摘のように、人口が増加している地域など、町の将来を見据えた道路整備計画を立てて、道路整備を行うのが
--	---------------------------------	--

栗田町長	望ましいとは思いますが、町内各自治会から町政懇談会などで、道路の新設・改良、路面補修、安全施設の設置などたくさんの要望をいただき、用地等の協力をいただけた個所、また、路面の損傷の激しい個所、危険な箇所と思えるところから、順次予算の許す範囲で取り組んでまいってきましたが、今後も、老朽化した道路・橋梁などの修繕・補修に努め、長寿命化を図りつつ、人口が増加している地域等の道路の整備に力を入れた道路整備計画を考え、快適で安全な道路づくりに努めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
大岡議長 関議員	6 番 関君。 最後の質問になろうかと思いますが、そういう場所にも注目をいただきたいということで質問させていただきました。実態はですね、大変増えて良くなっているように思いがちですが、やはり残された場所もあったりして、環境が変わって、それに対応できてない場合があります。 例えば、そのインフラ整備で社会資本の充実とも言いますが、やっぱり道路だけではなくて、川とかですな、出水とか、水道の面とか、まだいろんな問題を取り残されておまして、新しくこちらへ来られた人が、住むようになった人が、いろんなルールの違いにびっくりされたり、また環境がですな、ひとつわかりやすく言うと、開発の進むところはやはり便利などだけじゃないんですわな。不便なところに、やはり投資をして、土地を、まあ言うたら、農地転用して、宅地化して進めていきやすいというようになってくるんですわな。そうすると、何とか町道認定もろて、町道にして、道路を作って、後で町道になった場合もありますけども、やはりその、例えば大きな出水があって、その周りに団地いうんが、ええっ、こんなところに団地ができたん、できるんとかいうことで、実際できる、できるところもあるんですな。そしたら、気がついたら、20件、30件近く団地ができてでも、真ん中に残ったのが自然豊かなその出水自体だけが残されて、そして、やはり下流のすな、その水利の係の方と、密着に総合計画のもとにできてるかいうたら、できてないんです。そういうところを言いたかったわけで、そういう問題が1つあるんですわな。1つの例ですけども、そういうことからやっぱりクリアしていくのもですな、やはり大きく見据えた総合計画の中で、町の総合計画というのあれば、その地域、地域のやっぱり総合計画というの、やはり注目いただいてですよ、人口が増えるところについては、前もってやっぱりそういう、私らの仕事についてでも、できてない面もあるかもわかりませんが、これから私はそういうところにも、しっかり取り組んでいこうと思うんですわな。 そういうことによって、やっぱり皆さんがまたもっと人が集めれるところには、人は集まると、そして、田んぼするところは田んぼする。山をやるとこは山をやる。全部、町長は均衡にするとされたのは、均衡にするのは意味がいろいろありますわな。それを履き違えないようにやっぱり私らも理解し、解釈して、やっていかなんだらいかと、また要望せなんだらいかんとというように思っておりますので、これが出始めですので、これをきっかけにですな、新しく宅地化されたところの問題を解決しながらもです

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 5 年 3 月 4 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

--	--	--